

大刀洗町告示第34号

平成26年第19回大刀洗町議会定例会を次のとおり招集する

平成26年 8月29日

大刀洗町長 安丸 国勝

1 期 日 平成26年 9月11日

2 場 所 大刀洗町議会議場

○開会日に応招した議員

平田 信將

黒木 徳勝

後藤 晴一

平山 賢治

山田 英敏

林 威範

安丸眞一郎

花等 順子

平田 一成

森田 勝典

山内 剛

長野 正明

○応招しなかった議員

議事日程 (第 1 号)

平成26年 9 月 11 日 午前 9 時 00 分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸報告

(1) 議長の報告

①請願等の報告

②検査結果の報告

③委員会所管事務調査の報告

(2) 町長の報告 (あいさつ)

日程第 4 議案第37号 大刀洗町空き家等の適正管理に関する条例の制定について

日程第 5 議案第38号 大刀洗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第 6 議案第39号 大刀洗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第 7 議案第40号 大刀洗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第 8 議案第41号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 9 議案第46号 大刀洗町男女共同参画推進条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第42号 土地の取得について

日程第11 議案第43号 平成 2 6 年度大刀洗町一般会計補正予算 (第 2 号) について

日程第12 議案第45号 平成 2 6 年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) について

日程第13 議案第44号 平成 2 6 年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号) について

日程第14 認定第 1 号 平成 2 5 年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第15 認定第 2 号 平成 2 5 年度大刀洗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第16 認定第3号 平成25年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第4号 平成25年度大刀洗町大刀洗診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第5号 平成25年度大刀洗町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第6号 平成25年度大刀洗町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
-

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸報告

(1) 議長の報告

①請願等の報告

②検査結果の報告

③委員会所管事務調査の報告

(2) 町長の報告（あいさつ）

日程第4 議案第37号 大刀洗町空き家等の適正管理に関する条例の制定について

日程第5 議案第38号 大刀洗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第6 議案第39号 大刀洗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第7 議案第40号 大刀洗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第8 議案第41号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議案第46号 大刀洗町男女共同参画推進条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第42号 土地の取得について

日程第11 議案第43号 平成26年度大刀洗町一般会計補正予算（第2号）について

日程第12 議案第45号 平成26年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

日程第13 議案第44号 平成26年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第14 認定第1号 平成25年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第15 認定第2号 平成25年度大刀洗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第16 認定第3号 平成25年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第17 認定第4号 平成25年度大刀洗町大刀洗診療所特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第18 認定第5号 平成25年度大刀洗町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第19 認定第6号 平成25年度大刀洗町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

出席議員（12名）

1 番	平田 信將	2 番	黒木 徳勝
3 番	後藤 晴一	4 番	平山 賢治
5 番	山田 英敏	6 番	林 威範
7 番	安丸眞一郎	8 番	花等 順子
9 番	平田 一成	10 番	森田 勝典
11 番	山内 剛	12 番	長野 正明

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 福永 康雄

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	安丸 国勝	副町長	……………	佐藤 嘉洋
教育長	……………	倉鍵 君明	総務課長	……………	山本 浩
税務課長	……………	渡邊 康弘	健康福祉課長	……………	川原 久明
地域振興課長	……………	平田 栄一	地域振興課企画監	……………	久次 桂二
産業課長	……………	矢野 孝一	建設課長	……………	重松 俊一
子ども課長	……………	大浦 克司	会計課長	……………	今村 敏則
生涯学習課長	……………	森田 正道	住民課長	……………	須山りつ子
総務課企画監	……………	高良 朝子	総務係長	……………	田中 豊和
財政係長	……………	早川 正一	監査委員	……………	棚町 和幸

開会 開議午前9時00分

○議長（長野 正明） 皆さんおはようございます。ただいまから、平成26年第19回大刀洗町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願いいたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（長野 正明） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、8番、花等順子議員、9番、平田一成議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定について

○議長（長野 正明） 会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期については、過日、議会運営委員会を開催し、協議をいたしております。議会運営委員長の報告を求めます。平田一成委員長、登壇して報告をお願いします。

○議会運営委員長（平田 一成） 皆さん、おはようございます。せんだって、広島市において、土砂災害によって七十数名の方々がお亡くなりになりました。ここに、御冥福をお祈りいたしましたと思います。

その反面、素晴らしい日本に明るいニュースをもたらした、世界4大テニス大会のアメリカ大会において、錦織選手が日本人初めてとなる決勝進出を果たしましたが、惜しくも準優勝に終わっております。明暗ございましたが、要らんこととは存じましたが、御報告いたしまして本題に移りたいと思います。

議会運営委員長の平田一成でございます。

9月定例会の議会運営について、議会運営委員会の協議結果を御報告いたします。

委員会は、平成26年9月2日午前9時30分から協議会室において開催し、出席委員は5名でした。長野議長及び執行者側から総務課長の出席を得て協議いたしました。

会期及び会期日程表をごらんいただきたいと思います。議会運営委員会で協議の結果、本定例会の会期は9月11日から26日までの16日間と決定いたしました。

会期16日間の内容ですが、まず、本日は議事日程に従って順次議案を上程して、議案審議を進めていただき、散会后、全員協議会を開催いたします。

各会計の決算認定については、全議員で構成する決算特別委員会を設置し、委員会に付託して

いただき、17日水曜、18日木曜、19日金曜、22日月曜に審議していただきます。

明日12日金曜は総務文教厚生委員会を開催し、請願の審査をいたします。13日土曜から15日月曜までは休会といたします。

16日火曜は建設経済委員会開催し、請願の審査をいたします。

20日土曜、21日日曜は休会といたします。

23日火曜祝日は本会議を再開し、一般質問とさせていただきます。

24日水曜は全員協議会を開催いたします。

25日木曜は休会といたします。

26日金曜は、本会議を再開し、議案審議とさせていただきます。

以上が、今回の定例会の会期及び会期日程ですが、当町議会の円滑な議会運営ができますよう、ここにお願いをいたしまして報告を終わります。

○議長（長野 正明） お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告どおり、本日から9月26日までの16日間にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長野 正明） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は、本日から9月26日までの16日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議予定については、お手元に配付しました会期日程表のとおりです。

日程第3. 諸報告

○議長（長野 正明） 日程第3、諸報告を行います。

請願の付託報告を行います。まず、請願付託表を朗読願います。高良企画監。

〔総務課企画監朗読〕

.....
請願第2号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2015年度政府予算に係る意見採択の要請について

請願第3号 「農業・農協改革」に関する請願書

請願第4号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願書

請願第5号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書

請願第6号 建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図ること等を求める意見書採択に関する請願書
.....

○議長（長野 正明） 本日までに受理した請願は、お手元に配りました請願付託表のとおり、所

管の常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

また、陳情の提出が1件ありましたが、配付のみの取り扱いとすることにいたしました。御了承ください。

次に、監査委員より平成26年6月分、7月分、8月分の例月出納検査結果報告書の提出がありました。お手元に写しを配付いたしております。

次に、委員会所管事務調査の報告を行います。

まず、総務文教厚生委員会、花等順子委員長、登壇して報告をお願いいたします。花等順子委員長。

○総務文教厚生委員長（花等 順子） おはようございます。総務文教厚生委員会の報告をいたします。

7月11日、委員会を開き、教育委員会子ども課子育て支援係から、大刀洗町子ども・子育て支援事業計画策定のため実施されました子ども・子育て支援に関するアンケート調査の結果の報告を受けました。

同日午後、那珂川町に小中学校の空調設備と太陽光設備の設置状況の視察に行きました。那珂川町は人口5万人、小中学校10校のうち、1校を除く小学校6校と中学校3校に空調機と太陽光発電設備がなされております。

主なことを箇条的に申し上げます。

平成22年の猛暑を受けて、9月議会で取り上げられ調査を進めた。エアコンを入れるか、扇風機を設置するか、いろいろと議論した。設置前、教育委員会の姿勢は、エアコン設置よりも我慢という考え方があったが、急激な温度上昇を受け、忍耐論より熱中症の心配や学力の課題もあり、平成24年度にエアコン設置に踏み切った。

総事業費は6億5,000万円ほど、約2分の1が国庫補助で賄われた。各学校に出力20キロワットの太陽光発電を設置して、エネルギーコストの削減を行っている。余剰電力は売電している。電気代は1校130万円ほどかかり、30万円分は太陽光発電で賄っている。

2学期を5日間前倒しして8月25日から出校し、授業日数をふやした。

メリット。教育面では、子供たちが学習に集中できている。落ちついて生活、学習している。学校全体が静かになった。健康面では、暑さでいらいらする子供が減少し、体調管理ができやすくなった。熱中症の心配が軽減された。

デメリット。地球温暖化や電力不足など、環境負荷への配慮を要する。メンテナンス、更新時期などへ対応の検討が必要である。

ということでした。

役場で説明を受けた後、安徳南小学校の設置状況を視察しました。エアコンは職員室で一括管

理されており、児童にも教師にも好評でした。

帰庁後、全員で反省会を行いました。

8月19日、町内の介護施設を視察しました。町内には多くの介護施設がありますが、近年、有料老人ホームも新たに2施設できました。そこで、今回は3施設を視察しました。

本郷にあります住宅型有料老人ホームフレグランス大刀洗、高樋の特別養護老人ホーム大刀洗幸生苑、今のユニット型特別養護老人ホーム聖母園です。

どの施設もきれいで、各理念のもと、心のこもったサービスがなされていました。それぞれの利用料金は異なりますが、終末の看取りまでされている姿勢には感服いたしました。

帰庁後、全員協議会室で反省会を行っております。

以上で委員会報告を終わります。

○議長（長野 正明） 次に、建設経済委員会、山田英敏委員長、登壇して報告をお願いいたします。山田委員長。

○建設経済委員長（山田 英敏） 建設経済委員会の委員長をしております山田でございます。

7月23、24日、2日間にわたり山口県のほうに視察に行つてまいりました。そのときの報告をさせていただきたいと思ひます。

まず、7月23日午後2時から、山口県萩市農事組合法人小国ファームに行つてまいりました。これは、山口県の北部に位置する萩市、その、萩市の中の北東部に位置する小国という地域なんですけれども、非常に小さな部落なんですけれども、早くから法人化されてるということで、大刀洗においても、今、法人化が進められようとしてますので、今後、参考になるんじゃないかということで、視察研修に行つてまいりました。

まず、小国ファームは、まず、平成7年に圃場整備が完了し、平成8年4月に小国営農合理化組合が設立されました。これは、機械の共同利用を開始した時期でもあります。それから、平成11年4月に田植え作業の共同利用を開始され、13年の12月に農事組合法人小国ファームを設立されました。

ここは、非常に小さな部落なんですけれども、13世帯、全戸加入されて、組合員は24名です。資本金は722万、設立年月日は、今言いましたように、平成13年12月の13日。

経営規模といたしまして、水稻が20.4ヘクタールと、飼料米が4.3ヘクタール、それから、トマトはハウス栽培ですが22アール。それから、イノシシを飼育されておまして、ここは山手でありますので、自然のイノシシもおります。飼育も13頭されております。それから、ここはかき餅、あるいは餅の製造販売もしてあります。

それから、作業受託として、山手でもありますので、林業の受託、枝打ちとか、下草刈りとか、そういうものもしてありまして、作業受託としては5ヘクタールで、林業の分が1ヘクタール。

この小国ファームは、やはり高齢化が進んでおりまして、「農地は地域の財産、地域が守る」ということを合言葉に、先祖から受け継いできた農地を守っているということです。

各部門の特徴をちょっと簡単に説明いたしますと、ここが一番大きいのは、やはり水稻部門です。ここは、こだわり米として奥あぶ清流米とブランド名でつくってありまして、これは、エコファーマーという認定を受けて、減農薬・減肥料による栽培が行われております。

それと餅、これは、ミヤタマ餅というのを栽培してありまして、これは、餅の加工用として栽培がされております。

それから、飼料用米としては夢あおば、作付面積は4.3ヘクタールで、これは、反当り12.1俵の収穫があるそうです。

それから、さっき言いますように、イノシシ部門としては、イノシシ牧場の経営、それから、飼育頭数としては13頭で、イノシシの肉の販売をされております。これは、道の駅がありまして、うり坊の郷というところで販売をされておりました。

それから、加工部門としては、かき餅とか餅の製造販売。これは、女性部の皆さんが、農閑期を利用して製造販売をされてると。これも、道の駅うり坊の郷で販売をされております。

それと、トマト部門としては、ここは麗夏という品種を2,170平米、ハウスが10棟、定植が5月中旬から下旬にされて、出荷が7月初旬から11月下旬にされているそうです。

それから、林業としては、下草刈り、間伐、枝打ち、新植の作業、こういうのをされてて、21年度からはシイタケ栽培もされているそうです。

それから、都市との交流事業としては、みのり感謝祭ということで、10月の第2日曜日に稲刈りの体験、あるいはコンバインの試乗、あるいはトマトの収穫体験、それから餅つきの体験などをされているそうです。

今後の課題としては、どこでも同じように、高齢化ということで、新規就農者を雇用しようと。それから、エリアを拡大することによって、構成員を確保しようということで考えてあります。

規模拡大としては、作業受託の拡大。経営の安定化としては、年間を通じて収入を確保しようと。それから、ネット販売を促進する。それから、消費者ニーズに合った作物の栽培ということで、さっきの奥あぶ清流米というこだわり米を栽培してあります。

それから、大型機械もありますが、これは、かなりの費用がかかりますんで、できるだけ維持管理を徹底して行おうと。

それから、農業施策への取り組みとしては、補助事業の活用、それから、消費者との交流としてはイベント開催をするということで考えられておりますので、我が大刀洗においても参考にすべき点があるかと思っておりますんで、今後、そういう機会があれば、参考意見を言いながら、大刀洗町の農業の発展のためにも頑張っていきたいというふうに考えております。

それから、次の日、7月の24日、これは、山口県にあります農林総合技術センター、これは、農業試験場ですが、ここは、いろんな分野の施設というか、もう研究所とか、いろんなのがありまして、まず、私たちが行きましたのは本部、それからそこに附属の農業技術部、これは農業試験場ですが、これは、柑橘類とか花卉類は、また別に分場としてあります。

技術部の中には、土地利用型の作物の研究室、それから園芸作物の研究室等があります。それ以外にもあちこちに分散しておりますが、農業大学校、それから畜産試験場、それから林業指導センターなどがあります。

この中で、特に現地でいろいろ説明をいただいたのが、園芸作物研究室の中で、夏まき用の小ネギの品種の育成・開発。これは、下関の安岡の小ネギ、これを利用して、すぐれた性質を持った有望個体を発見し、地元と共同しながら品質のいいネギを、栽培をしてあります。このネギは、生産者と共同育成して、葉色、葉の色が極めて濃く、それから葉が真っすぐで、葉の姿、容姿が美しく、暑さに強い夏用の小ネギが誕生したということで、24年2月20日に品種登録をされております。このネギは、御存じのように、フグの刺身、これの薬味として、首都圏などで高級食材として食されているということです。

それからもう一つ、山口県のこの農場で育成・開発された野菜に、はなっこりーというのがありますが、これは、白菜の仲間の中国野菜にサイシンというのがあります。それと、御存じのブロッコリー、これはキャベツの仲間ですけれども、やはりこれは西洋野菜、この2つをかけたのがはなっこりーといいまして、これも、山口県独自の野菜でありまして、これは、花、茎、葉も食べられて、やわらかくて、甘味があって、歯切れがよい野菜ということで、栄養化も高く、植物繊維も豊富であると。サラダを始め、和風、洋風、中華など、幅広くいろんな料理に利用されて、9月から5月までが収穫期で、全国に出荷されております。

この育成経緯ですが、これも平成元年に育成を開始して、平成4年にサイシンとブロッコリーのかけ合わせたものが誕生したと。それから、平成7年にいろんな特定の調査を終えて育成が完了し、平成11年に品種登録をされております。

このように、2つの地元産の野菜があるんですが、やはりこの地域においても担い手不足で問題が発生してるということで、高齢化によってキャベツ、ハクサイ、重量野菜は作業上の負担が大きいので、女性や高齢者も栽培しやすい野菜で、料理しやすく、健康にもよいということで、このはなっこりーが開発され、普及してるということです。

これは、普通だったら、種子が手に入ればすぐに誰でもまいてふやすことができるんですけど、これは、福岡県のイチゴと同じように、山口県特産ということで、これは、この農場試験場から全農やまぐち経由でしか種子は調達することはできません。栽培農家としては、イチゴ、キャベツ、タマネギと同じように、640戸ぐらいが栽培されてるということです。

それから、課題としては、はなっこりーの栽培面積が伸び悩んでると。それから、9月から翌年の5月までが栽培期間で、安定して出荷できていないために単価が不安定であると。それから1ないし3月には、低温期には収量が激減するというので、そういう課題があるんで、今、23年から27年までは育種を行って、調整を楽にできるように、はなっこりーの改良と収量増を目標に実施中であるということで、このように、山口県のこの地域においては、このような試験場と共同で開発をしながら、農業の方は頑張っております。

我が大刀洗においても、農業試験場はありますので、そういうところと共同で研究・開発をしていけば、また大刀洗の農業も発展するんじゃないかと思っております。

一応、以上で視察研修の発表を終わらせていただきます。

○議長（長野 正明） これで、諸報告を終わります。

町長より挨拶をしていただきます。安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 皆様、おはようございます。議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本日ここに、平成26年第19回大刀洗町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともに御多用中にもかかわらず、御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

気象庁は、今日1日、ことしの西日本の8月雨量は、台風や前線による大雨などの天候不良が続いた影響で、平年の約2.7倍となり、統計をとり始めた昭和21年以降で最多であったと発表しました。また、日照時間については、九州北部が平年の43%、近畿が53%で、いずれも過去2番目の少なさだったと発表しました。

近年は、豪雨による災害が激甚化し、全国的に台風や局地的豪雨などの影響による大規模な水害や土砂災害が発生しております。

先月の20日未明には、広島市に断続的に降り注いだ雨により、土砂災害が発生し、73名もの尊い命が失われました。災害によりかけがえのない人命が失われ、深刻な打撃を受けられた被災地におかれましては、衷心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

これから本格的な台風シーズンを迎え、風水害などの発生が危惧されるところでございます。先月22日未明に筑紫野市を襲った水害についても、決して対岸の火事であるとは考えておりません。町としましても、警戒を怠ることなく、情報収集や伝達、避難体制の強化に取り組むなど、万全を期して、住民の皆様の安全・安心に努めてまいります所存でございます。

さて、国内の経済状況についてですが、安倍首相は、8月上旬の会見において、「景気回復は日本の隅々まで行きわたっているとは言えない、地方の創生こそがアベノミクスの第2弾の大きな柱であり、スピード感を持って実行しなければならない」と述べ、地方創生に向けて法案を準

備していることを明らかにいたしました。9月3日に、第2次安倍内閣の改造人事が発表されましたが、創設された地方創生担当大臣に、前自民党幹事長の石破茂氏が就任されたところであり、地方の活性化、地方創生の旗のもと、景気回復が日本の隅々まで行きわたるよう期待しているところでもあります。

人口減少の課題については、最近、毎日のように報道等で取り上げておりますが、このことに対する特効薬といったものはございません。

なお、当町の外国人住民を含んだ人口は、平成26年8月末現在で1万5,556人、対前年同月と比較しますと46人の増でございます。今年に入ってから、前年同月比の人口が横ばいまたは微増で推移しておりまして、以前から続いていた人口減少傾向に一旦歯どめがかかった形ではありますが、中長期的に見れば、人口減少や高齢化の一層の進展は避けられないものと考えております。

そうしたことを踏まえ、町としても、現役世代への定住・転入施策を進める必要を認識しておりまして、効果的な施策展開を図るための手段として、転出・転入者への窓口アンケートによる実態調査を始めたところでございます。

さらに、一層の定住促進を図るため、PFI方式による地域優良賃貸住宅の建築・運営を計画しているところであり、これからも、「住んでよかった、住み続けたい」と思われるまちづくりになるよう、邁進していく所存であります。

次に、国道322号のバイパス計画について申し上げます。

現在、朝倉市から本郷地区まではバイパス道路が整備されておりますが、大刀洗中学校から鶴木交差点の間が道路幅員も狭く、歩道もない未整備区間でございます。

しかしながら、県へのたび重なる要望や協議を重ねた結果、ようやく本年度中には322号バイパス事業の認可申請手続を行える運びとなっております。来年度には事業に着手してもらえよう、県に対し引き続き要望活動を行ってまいりたいと考えております。

次に、陣屋川改修計画について申し上げます。

陣屋川改修計画は、平成5年に一旦完了しておりましたが、陣屋川期成会や地元の本郷土木協議会、本郷環境保全組合からの要望などが実を結び、ようやく本年度、改修計画が認可され、事業着手されたところでございます。

町内を流れる陣屋川には、河川断面を阻害する橋梁が4橋ございまして、事業内容としては、この橋梁の改修と河道掘削が中心となります。本年度は河川の測量、ボーリングによる地質調査、橋梁の設計などが行われる予定でございます。

また、来年度からは、橋梁の河道拡幅のための用地買収や、下流から有本橋、猪ノ本橋、端井橋、本郷橋の橋梁改築が順次実施される計画でございまして、その際には、議員や区長の皆様方

に御支援をお願いすることになると思いますので、どうぞ御協力のほどよろしくお願いいたします。

さて過日、本年度の普通交付税が決定されましたが、臨時財政対策債を加えた当町の実質的な交付決定額は20億3,226万9,000円でございます。昨年の交付決定額と比較しますと、1億2,403万6,000円の減額となっております。

内訳としては、普通交付税が17億9,173万8,000円で、前年度比1億1,100万2,000円の減額、臨時財政対策債の発行可能額は2億4,053万1,000円で、対前年度比1,304万4,000円の減額となっております。

なお、今回の減額については、消費税率のアップに伴う地方消費税交付金の増額や、両筑平野用水第二期事業費負担金の減額などの要因が影響したものであると考えております。

町としては、これまでも鋭意事務事業の見直しに取り組んでいるところですが、今回の交付税減額に象徴されますように、今後、一層厳しい財政状況が想定されます。限られた財源の中で、中長期的な財政需要に対応しつつ、住民福祉の向上を図っていくため、本年度より新たな取り組みとしてサマーレビューを実施しているところでございます。

サマーレビューとは、いわゆる予算事業の総点検を意味しておりまして、事業の必要性、緊急性、費用対効果を厳しく検証し、スクラップ&ビルドを徹底するという観点から、本年度当初予算に計上している24事業について、拡充、継続、見直し、縮小、廃止の評価基準により検証を行ったところでございます。

なお、今後も引き続き、補助金などの評価・検証などを予定しているところでございます。

さて、25年度の当町の決算状況については、全ての会計において、黒字決算で財政運営ができたところでございます。

一般会計決算については、歳入は64億4,275万円余、歳出は60億1,239万円余となっており、歳入から歳出を差し引いた繰越額は4億3,036万円余でございます。

これから翌年度繰越事業費の繰越財源5,714万円余を差し引いた実質収支は3億7,322万円余の黒字で、実質単年度収支は1,534万円余の赤字となっております。

歳入については、県の償却資産の広域調査の実施及びたばこ税の税率改正などにより、町税は前年度比2.7%の増、地方交付税については、両筑平野用水第二期事業負担金の増などにより、2.1%の増となっております。

このほか、町債については、両筑平野用水第二期事業負担金として、公共事業等債を借りましたので、62.9%の増となっております。

歳出については、事務的経費のうち人件費は3.9%の減及び交際費は17.3%の減と年々減少傾向にありますが、扶助費は2.5%の増で年々増加しております。

また、普通建設事業費については、社会資本整備総合交付金などを活用し、公共事業に取り組んだところですが、全体的に単独事業が増加したことにより49.5%の増となっております。

次に、財政支指標については、経常収支比率が76.2%、財政力指数が0.410、実質公債費比率が10.8%、将来負担比率が13.9%となっており、経常収支比率は3.6ポイント、財政力指数は0.003ポイント改善しておりますが、実質公債費比率は0.9ポイント、将来負担比率は5.6ポイントと悪化しているところでございます。

今後とも健全財政を堅持しながら、住民福祉のより一層の向上に努めてまいりたいと考えております。

なお、決算の詳細については、決算特別委員会において御説明させていただきます。

次に、今議会に提案しております一般会計補正予算について御説明申し上げます。

今回の補正は、県知事及び県議会議員選挙費、本部分団ポンプ車格納庫建設工事費、地域介護・福祉空間整備等施設整備補助事業、財政調整基金他8基金積立金などが主な内容となっております。

補正額は8,402万8,000円で、補正後の予算総額は56億6,541万6,000円でございます。

主な事業費を申し上げますと、県知事及び県議会議員選挙費252万3,000円、本部分団ポンプ車格納庫建設工事費451万1,000円、地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金1,800万円、農地・水保全管理支払交付金事業525万3,000円、農地中間管理事業費125万9,000円、町営住宅長寿命化計画策定業務250万円、財政調整基金他8基金積立金2,532万1,000円などがございます。

終わりに、今議会に提案しております案件は、条例の制定など条例関係が6件、財産の取得など財産関係案件1件、平成26年度一般会計補正予算案など補正議案3件、平成25年度一般会計歳入歳出決算認定などの決算認定6件の合計16件であります。

議員各位におかれましては、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます、私からの挨拶とさせていただきます。

○議長（長野 正明） これで町長の挨拶を終わります。

日程第4. 議案第37号 大刀洗町空き家等の適正管理に関する条例の制定について

○議長（長野 正明） 日程第4、議案第37号大刀洗町空き家等の適正管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良企画監。

[総務課企画監朗読]

.....
議案第37号 大刀洗町空き家等の適正管理に関する条例の制定について
.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。須山住民課長。

○住民課長（須山りつ子） おはようございます。住民課、須山でございます。

それでは、議案第37号大刀洗町空き家等の適正管理に関する条例の制定につきまして、提案理由及び内容について御説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど朗読がありましたとおりでございますが、近年の核家族世帯の増加、人口減少等により、今後ますます空き家等が増加することが予想されます。空き家等の管理の適正化に関し、必要な事項を定めることにより、空き家等の倒壊などの事故並びに不審者などの侵入による犯罪や火災を防止し、良好な住環境の保全及び住民の安全で安心な暮らしの実現に寄与することを目的といたしまして、この条例案を提出するものでございます。

それでは、内容のほうの説明に入らせていただきます。1ページをお開きいただきたいと思います。

まず、第1条目的でございますが、先ほど提案理由で申し上げましたとおり、今後、空き家等が増加することが予想される中、空き家等の管理の適正化に関し必要な事項を定めることにより、倒壊等の事故並びに不審者等の侵入による犯罪や火災を防止し、良好な住環境の保全及び町民の安全で安心な暮らしの実現に寄与することを目的としております。

第2条におきまして、この条例で使用します用語のうち、明確にしておかなければならないものについて、第1条より第4条までに規定しております。

次に、第3条におきましては、所有者等は空き家等が管理不全にならないよう適正に管理する責任がある旨を規定しております。

第4条におきましては、町民が管理不全な空き家等を発見したときに、情報を提供しよう努めることを規定しております。

さらに情報提供等を受け、第5条、第6条の調査をするものでございます。調査は、第5条におきまして、当該空き家の所在地の確認、危険な状態の程度、所有者に関する実態調査、さらに、実態調査で状況が把握できないときなど、空き家等の敷地内にて、その状況確認のために立入調査を行うことができる旨を規定しております。

また、立入調査を行う職員は、身分を証明する書類を携帯し、関係人の請求があったときには提示することとしております。

第7条におきましては、第5条、第6条の調査を行った結果、空き家等が管理不全な状態になるおそれがある、あるいは既に管理不全な状態と認めるとき、所有者に対し助言・指導を行うこ

とができるものでございます。

また、第3条におきましては、助言・指導を行ったにもかかわらず、当該空き家等が管理不全な状態にあるときは勧告をすることができる旨を規定しております。

第8条におきましては、第7条第3項の勧告を行ったにもかかわらず、勧告に基づく措置を履行しない所有者等に対して履行期限を定めて命令を行うことができる旨を規定しております。この場合に定めます期限につきましては、個々の案件の状況によって異なりますが、数週間から数カ月を想定しております。

第9条におきましては、所有者等が正当な理由なく第8条の命令処分に従わない場合、公表できる旨を規定しております。公表は、町の掲示板及びホームページなどにおいて行うこととしております。公表の内容は、所有者等の住所氏名、当該空き家等の所在地、命令の内容などを公表することとしております。

第10条におきましては、国や県などの関係機関に当該空き家等の情報を提供し、また、協力を要請するものでございます。

第11条につきましては、その他の必要事項については規則等で規定するものでございます。

最後に、附則といたしまして、この条例は、平成26年10月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） 1日目は質疑なしと認めます。

**日程第5. 議案第38号 大刀洗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の制定について**

○議長（長野 正明） 日程第5、議案第38号大刀洗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良企画監。

[総務課企画監朗読]

.....
議案第38号 大刀洗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定に
ついて
.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。大浦子ども課長。

○子ども課長（大浦 克司） おはようございます。教育委員会子ども課の大浦でございます。よろしく願いいたします。

それでは、大刀洗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例案について、提案理由及び内容について御説明させていただきます。

提案理由につきましては、先ほどの朗読のとおりでございます。

子育て支援の充実を図るために、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立いたしました。これにより、新たな支援制度が実施されることとなり、実施に向けた教育や保育サービスを行う事業者の運営や管理基準について、町が条例で定めることが規定されております。

また、新制度では、事業者等が給付を受けるためには、設備や運営の基準に基づいて認可と確認を町が行うことが必要になっております。そこで、当該条例案につきましては、新たに事業を行う事業者が児童福祉法に基づく施設や事業に対して、町の認可を受ける基準を定めるものでございます。

認可の対象となる事業は、ゼロ歳から2歳までの乳幼児で、定員が19人までの事業者・事業でございます。

乳幼児の定員や職員数、保育士資格等について、家庭的保育事業と小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の4つの事業です。

小規模保育事業につきましては、そのうちさらに定員や保育士資格等で3分類されておるところでございます。

条例には、職員等の基準のほかに、設備の基準、保育の提供に伴う基準、管理運営に関する基準等を規定しております。

次に、条例の制定に当たりましては、国が示す省令で基準が定められておりまして、必ず適合させなければならない、いわゆる従うべき基準と、地方自治体が十分検討した上で実情に応じて定める参酌すべき基準等が定められております。

当町の条例案につきましては、国の基準と異なる内容を定める特別な事情がないということから、国の基準を準用しているところでございます。ただし、町の暴力団排除条例を受けて、暴力団排除の規定を設けております。

条例の構成ですが、お開きいただきまして、22条までがいわゆる共通項目となっております。23条から家庭的保育事業、28条から小規模保育事業、38条から居宅訪問型保育事業、43条からは事業所内保育事業について、それぞれの基準を規定しております。

骨子で説明させていただきましたが、最後に施行日でございます。施行日につきましては、まだ国のほうで決まっておられませんので、法律の施行日からとしております。

以上、提案理由と内容説明を行いました。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。4番、平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） おはようございます。4番、平山でございます。

何点か質問させていただきたいんですが、まず、今回の条例が3本出ております。放課後健全まで含めると3本出ておりますが、もともとこれが、子ども・子育て3法というのが2012年8月に成立いたしましたして、これに基づく新制度といたしまして、これまでの保育所や幼稚園の制度を根本から改変する、多くの問題を抱えているというふうに私どもは認識しています。

もともとこの新制度は、保育の市場化を目指した保育所制度の改革をベースにしたものでありますが、民主党政権下でこれに幼稚園との一体化が加わり、さらには教育制度改革など、政治的な思惑が絡み合った結果、非常に複雑なものになっているという問題がございます。

今回のこの1本目の条例でございますが、新たに地域型保育の各種事業類型の定めが行われておりますが、国の制度を見ておりましたも、保育者の資格要件の緩和などが盛り込まれておまして、その結果、施設事業によって保育に格差が持ち込まれるという懸念がございます。また、市町村の責任の所在が異なる施設事業が併存するという問題もあります。

そこで、他市町村の事例を見ておきますと、例えば、この小規模家庭的保育事業、あるいは小規模事業につきましても、国の基準どおりではどうなのかと、例えば、保育士の配置の問題がございますが、例えば、ある類型においては保育士は2分の1でいいとか、家庭的保育においては保育士の要件がないという問題がございます。

例えば、待機児童に悩む大都市部では、できるだけこういう、今までの保育所と異なる種類のところにも園児の、ゼロから2歳児の方をお願いしたいという思惑もあるんですが、それにおいてもなお、この国の基準ではいささか不十分ではないかということで、保育士の要件を独自に引き上げたり、保育士を配置することを定めている自治体もあるようでございますので、ここにつきまして、まず大刀洗町がどのように検討されたのか。また、今後、この条例案では国の基準どおりということで出ているようでございますが、このことについて、今後どういうふうに検討していくかについてお尋ねしたいと思います。

○議長（長野 正明） 大浦子ども課長。

○子ども課長（大浦 克司） ただいまの平山議員の質問について回答させていただきます。

この条例においては、先ほども御説明いたしましたとおり、国の省令を基準に、町の実状等を検討した上で、特別に国の基準と異なるところはないというふうなことから、国の基準を町の基準としたところでございます。

今、議員から御質問がありました、いわゆる家庭的保育事業の職員数、あるいは資格等でございますが、この家庭的保育事業の職員は、対象となる乳幼児は5名まででございます。職員につ

いては、乳幼児3人に対して1人、その職員の資格は、家庭的保育者と規定されておりまして、この家庭的保育者といいますのは、いわゆる条例のほうでもうたっておりますが、町長が指定する県等の機関が行う研修を修了して、保育士または保育士と同等以上の知識、経験を有すると町長が認めた、町が認めた者で、保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者というふうに規定されているところでありまして、資格等につきましては、特段問題ではないのかなというふうに思います。

議員御指摘のとおり、調査しますと、近隣では、この家庭的保育事業につきましては、市独自におきまして、保育士の数を上げてあるところがございます。

しかしながら、この基準どおりに当然規定されているところも多いわけでございます。

この条例を見ていただきますと、最初に挙げてますとおり、これは基準の、最低基準でございます。町にはこの事業者に対して最低基準を向上させていくという責務があるわけでございます。その中で、戻りますと、都市部における待機児童の解消と、そういったものから広く事業者が参入できるような形を捉えた規定だというふうに、私のほうは認識いたします。

しかしながら、子供の、まず第1に考えるべきことは、子供が安全で安心な施設、事業所において保育されることが重要でございますので、この認可等に当たりまして、町が行うこととなりますが、十分に、保育士のほかに、面積とか施設要件等も十分確認をしながら認可をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上で回答を終わらせていただきます。

○議長（長野 正明） ほかにございませんか。4番、平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） 今答弁がありました保育士と同等の知識を有する者というところを認定していくというのも、具体的にそういうふうに、町がそういう作業を行っていくっていうのも、これも大変な作業であると思います。

この法律の、行政当局もおっしゃるような、そもそもの目的は、大都市部の待機児童をどうするかと。その中で、できる限りこの規制緩和を、規制を取っ払って、面積要件とか、あるいは保育士資格ですらも、これを緩和して、保育士資格のないところにも幼児、児童を預けられるようにしようというのが今回の目的としてございました。

しかしながら、そういった都市部、そういった規制緩和のニーズが高い都市部ですら、この国基準が問題では、余りにも保育士の配置が少ない、あるいはこの類型によって保育士が不必要な場合もあるというところについては、非常なやはり問題意識を持っておりまして、大都市部の札幌市においても、例えば、B型保育士が3分の2以上の配置とするという、あるいは仙台市、それから、C型においても保育士資格、あるいは家庭的保育事業についても、保育士の資格を必要とするというような上乗せでのやはり条例を定めている部分があるわけですのでございます。

ですから、今回、認可の同等資格という部分の具体的な認可をどういうふうと考えていらっしゃるのかということと、こういった他市町村の独自の条例もやはり精査されて、今後、こういう事業が町内で行われる場合に、そのきちっとした資格なり条件といったものの整備を進めていくという、今後の不断の見直しが必要と思いますが、その辺はいかがですか、実務と見直しについては。

○議長（長野 正明） 大浦子ども課長。

○子ども課長（大浦 克司） それでは、平山議員さんの質問に回答させていただきます。

まず、基準策定に当たっては、国のほうがいろんな見識を持つ人たち、あるいは団体等からの意見を受けた上で、この基準はつくられたものであるというふうには、私、認識しているところがございます。

それと、あとほかの、例えば、家庭的保育に限らず、小規模保育とか、そういったものの基準的なものにつきましては、既に定員が20名以上の既に認可保育所と言われている通常の、今現在ある保育所等の基準、いわゆる児童福祉法に基づいた基準がベースになっているわけがございます。ですから、この基準も大きく変わっているものではないというふうには認識しております。

それと、この条例の制定に当たりましては、まず、国のほうが町に、こういった事業のための条例をつくりなさいということがございます。それぞれ全国的な、統一的な条例であり、それぞれ各市町村での事情とかは違うと思います。ましてや私たちの町では、この事業を必要とするニーズがあるのか、あるいはこの事業に手を挙げる事業者がいらっしゃるのか、今のところは私たちのほうでもまだつかんでおりません。ですから、今回、国の基準に合わせてこの条例を制定させていただきます。実際、条例、そういったニーズがあり、事業所を開設するに当たっては、十分そのあたりは検討しながら進めていきたいというふうには考えておる次第でございます。

以上です。

○議長（長野 正明） 4番、平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） これが、来年からもし始まるとしても大変な、やはり全国で大きな混乱があると思いますし、これは、制定して終わりということではなくて、じゃあ、実際に運用してどうなのかという問題が今から噴出してくると思いますので、これを固定的なものを見ず、不断に、何よりもこれは、子供の生命や安全が第一にかかわってくる問題でございますから、また金額的なものとは異質の非常に重要な問題がございますので、これについては運用開始後も、近隣の上乗せ等の状況も勘案しながら、不断に検証して改善に努めていただきたい。そのことを要望して質問を終わります。

○議長（長野 正明） ほかにございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） これで1日目の質疑を終わります。

日程第6. 議案第39号 大刀洗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（長野 正明） 日程第6、議案第39号大刀洗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良企画監。

〔総務課企画監朗読〕

.....
議案第39号 大刀洗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。大浦子ども課長。

○子ども課長（大浦 克司） それでは、議案第39号大刀洗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例案について、提案理由及び内容等について説明させていただきます。

提案理由につきましては、先ほど朗読いただいたところでございます。

この条例案は、先ほどの議案第38号の条例案に関連するものでございまして、子ども・子育て関連3法の成立に伴い、新たな支援制度の実施に向けた施設や事業者が、設備や運営基準により認可を受け、運営費等の給付を受ける場合は、町が定めた運営基準により、町が確認する必要があり、このことを、条例を制定するということが子ども・子育て支援法で規定されました。そこで、この条例案は、新たに事業を行う事業者が子ども・子育て支援法に基づく確認の基準を定めるものでございます。

確認の対象となる施設事業者は、認定こども園、幼稚園、保育所等の特定教育保育施設と言われるものと、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の4つの特定地域型保育事業と言われるものでございます。

条例につきましては、利用定員のほかに、利用開始に伴う基準、教育・保育の提供に関する基準、管理運営に関する基準などを規定しております。

これも同じく条例の制定に当たりましては、国が示す内閣府省令で基準が定めてあって、これも必ず適合させなければならない従うべき基準と、地方自治体が十分検討した上で実情に応じて定める参酌すべき基準等があります。

当町におきましては、国の基準と異なる内容を定める特別な事情がないということから、国の

基準を準用しています。ただし、町の暴力団排除条例を受けまして、暴力団排除の規定を設けさせていただきます。

それでは、条例案の骨子でございますが、概略説明させていただきますと、条例案の3条までが一般原則で、4条からが特定教育・保育施設の運営に関する基準でございます。37条からが、特定地域型保育事業者の運営に関する基準で、それぞれに利用定員、利用開始に伴う基準などの運営に関する基準を規定しているところでございます。

施行日につきましては、国の施行日がいまだ決まっておられませんので、法律の施行の日からというふうにさせていただきます。

以上、提案理由と説明、内容を行いました。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第7. 議案第40号 大刀洗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（長野 正明） 日程第7、議案第40号大刀洗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定ついてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良企画監。

[総務課企画監朗読]

.....

議案第40号 大刀洗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。大浦子ども課長。

○子ども課長（大浦 克司） それでは、議案第40号大刀洗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案について、提案理由及び内容について説明いたします。

提案理由は、先ほどの朗読のとおりでございます。

この条例案は、子ども・子育て関連3法の成立に伴い児童福祉法が改正されました。その中で、放課後児童健全育成事業、いわゆる放課後児童クラブの設備及び運営について、国が定める基準を踏まえて町が条例を制定するものでございます。

条例制定に当たりましては、国が示す厚生労働省令で基準が定められておりまして、必ず適合させなければならない従うべき基準、地方自治体が十分検討した上で、実情に応じて定める参酌

すべき基準等がございます。当町におきましては、おおむね国の基準を準用しております。

ただし、次の2点について条例案では規定してはいるものの、経過措置を設けているものがございます。

1点目は、国の基準では、専用区画の面積が1人当たりおおむね1.6平方メートル以上なければならないと規定されていますが、入所児童が、現在、徐々にふえつつあり、近いうちに基準を満たさなくなる懸念がある施設があります。2点目につきましては、同じく国の基準では、一つの集団の規模はおおむね40人までとすると規定されていますが、既に40人を超えている放課後児童クラブがあります。以上の2点については、このままですと新たに、逆に待機児童を生じることから、当分の間は経過措置を設けることにいたしました。

また、暴力団排除についても規定をしております。

施行日は、国がまだ決まっておられませんので、法律の施行の日からとしております。

以上、提案理由と内容説明を行いました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 今現在、放課後児童クラブは公設民営で運営されております。行政が施設をつくり、そして、保護者に運営委託がなされております。

今度の条例を見ますと、放課後児童健全育成事業者といううたい方で、これが保護者ととれないことのないのでしょうか、何かこの育成事業者と保護者が明確に分かれているように読み取れました。それで、指定管理者制度を導入するとかっていうことはうたわれておりませんが、そのところをどのような組織に考えてあるのでしょうか。

○議長（長野 正明） 大浦子ども課長。

○子ども課長（大浦 克司） それでは、花等議員の質問にお答えいたします。

現在ある町内の学童保育所は、4カ所ございます。こちらの管理につきましては、町が行うというふうなことで、条例で定めております。

そして、この運営の中身につきましては、御指摘のとおり、各学童の保護者会のほうで行っていただいているところでございます。

今回の条例制定に当たりましては、まず、施設、新たに事業を起こすことがあるかどうかわかりませんが、そういった事業の基準でもございますし、今後、現在ある学童保育の基準等の要件、あるいは指導員の要件等につきましては、当然、町が管理するというふうになっておりますので、町のほうから委託しています保護者会のほうに対して、お互いに協議を進めながら、この基準に沿ったものというふうな形でしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（長野 正明） 8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） では、ここに明記してあります放課後児童健全育成事業者っていうのは、保護者会も含まれると解釈してよろしいのでしょうか。

○議長（長野 正明） 大浦子ども課長。

○子ども課長（大浦 克司） はい、当然、事業実施する町、それから、新たに行うのであれば保護者会、あるいは町以外の事業者が含まれるというふうに認識しております。

○議長（長野 正明） ほかにございませんか。8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 今、説明の中で特例がもう、特例っていいですか、附則が設けられておまして、40人以内を旨とするということと、専用区画を1.65平方メートルにするということがうたわれていて、その附則の中で、当分の間は適用しないことができるとうたわれております。その当分の間っていうのは、大体どれくらいの間を当分の間というのでしょうか。

○議長（長野 正明） 大浦子ども課長。

○子ども課長（大浦 克司） 確かに当分の間というふうに表現させていただいております。できるだけ早くこの基準を満たすように、町としては努力していきたいというふうに思いますが、指導員につきましては、平成32年まででしたか、のほうにその資格を有する者というふうに規定されてあります。じゃあ、いつまでかという、やっぱり最後は32年までにはどうか形をつけるべきだろうというふうに私は思いますが、できるだけ基準に早くなるように進めていきたいというふうには考えております。

以上であります。

○議長（長野 正明） 倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） 先ほどの事業者について一言補足したいと思いますが、保護者会イコール事業者でないことだけは確認していただきたいというふうに思います。それは、事業者というのは幅広く事業者といってるわけですので、今の保護者会がそのまま事業者に移行するかどうかというのはまた別問題でございますので、そのあたりは御確認をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（長野 正明） 8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 事業者は、でも保護者会も含めていると解釈していいのかっていう質問をしたんです。

○議長（長野 正明） 倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） 御質問にお答えします。

含めているということになると思います。結局、保護者会もその対象の一つでありますので、ただ、イコールではないということをおし上げたわけです。

以上です。

○議長（長野 正明） よろしいですか。8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） とてもすばらしい条例ができてると思うんですが、国のほうも、32年度、5年間をめどに改善していきなさいってことをうたわれておりますので、当分の間っていうのは、10年とも考えられますし、ちょっと非常に曖昧なところでありますので、今答弁ありましたように、1年でも早くと思いますが、既にこれに合わない部分は、全学童で出ておりますので、ぜひ32年を越えないように改善をしていってほしいと思います。

○議長（長野 正明） 大浦子ども課長。

○子ども課長（大浦 克司） 今花等議員がおっしゃったとおりでございます。この当分の間というのは、32年よりも早くしたいという思いから、当分の間という表現をさせていただきましたので、おそくとも32年前にはさせていただきたいというふうに、私は思っております。

以上です。

○議長（長野 正明） ほかにございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） これで1日目の質疑を終わります。

日程第8. 議案第41号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（長野 正明） 日程第8、議案第41号大刀洗町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良企画監。

[総務課企画監朗読]

.....
議案第41号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の制定について
.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。渡邊税務課長。

○税務課長（渡邊 康弘） 税務課長の渡邊でございます。それでは、議案第41号大刀洗町税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

大刀洗町税条例の一部を改正する条例につきましては、3月に専決処分により改正を行ったところですが、軽自動車税に係る小型特殊自動車につきましては、地方税法に改正の標準税率が示されておりませんので、近隣市町村や県内の状況を勘案して提案させていただくものでございます。

それでは、内容につきまして、新旧対照表をつけておりますので、これに基づいて御説明した

いと思います。

まず、1ページについては同じになりますので、2ページをお願いいたします。

ここで、修正なんですけれども、第2号の「ア」で略となっておりますが、ここは「イ」になります。前回の改正で「アイウエ」の分を「イロハ」に変えておりますので、すいませんが、「イ」のほうで訂正をお願いします。

今回の改正につきましては、ロのところ、ロの小型特殊自動車の部分になります。

まず、小型特殊自動車の農耕作業用のものになりますけれども、こちらはトラクター、コンバイン等でございますが、これらのものにつきましては、現在の年額1,600円から、前回の原動機付自転車等の引き上げ割合等を適用して、約1.5倍の年額2,400円にさせていただいております。

次に、これはフォークリフト等でございますが、現在の年額4,700円から4輪の貨物自動車等の引き上げ割合等を適用して、約1.25倍の年額5,900円に改正しております。

この改正額につきましては、県内ほぼ横並びになったものと考えております。

これの改正につきましては、平成27年4月1日から適用するものでございます。

以上で、議案の提案理由並びに内容の説明を終わります。御審議の上、承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。2番、黒木議員。

○議員（2番 黒木 徳勝） よかですか。2番の黒木ですが、今、トラクターとコンバインは1.5倍ちうというようなことですが、他町村よりも大刀洗町が安かったということですか。そこについて、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（長野 正明） 渡邊税務課長。

○税務課長（渡邊 康弘） ただいまの御質問にお答えいたします。

今の1.5倍とか1.25倍といいますのは、前回は提案いたしました条例改正、こちらの分で、原付とかそういうものが1.5倍に改正しておる。また、貨物自動車等について1.25倍ということでありまして、これまでが安かったとかということではありません。ほぼ、前回は各市町村、同じ金額を使っているということでございます。

以上です。

○議長（長野 正明） 2番、黒木議員。

○議員（2番 黒木 徳勝） それで、単純に言いますと、今のトラクターやらコンバインを持っておる農家の人、それがもう27年度からこういうふうに変更するというようなことですか。

○議長（長野 正明） 渡邊税務課長、よろしいですか。

2番、黒木議員。

○議員（2番 黒木 徳勝） ちっと倍数が高かごとあるばってん、それは、県内全部そげんなら仕方ないのかな、ちょっとそういうことです。

○議長（長野 正明） 渡邊税務課長。

○税務課長（渡邊 康弘） この改正につきましては、先ほど申しましたように、近隣の久留米税務協議会と内容を検討いたしまして、近隣と差がないように検討いたしました結果で提案させていただいてるものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（長野 正明） ほかにございませんか。10番、森田議員。

○議員（10番 森田 勝典） 森田でございます。

ただいま金額が800円ぐらい上がったものについては、もう仕方ないと思っておりますが、現在、実際トラクターなんかを使っていらっしゃる方の数、これを捕捉できてるんですか。当然、私なんかはもう登録して税金なんか払っておりますけど、結構見てみますと、ナンバーなしでどんどんと走ってるのは結構あると思いますが、その辺の捕捉はできてるんですか。

○議長（長野 正明） 渡邊税務課長。

○税務課長（渡邊 康弘） 購入時につきましては、適正に届け出させていただきますように、チラシ等を入れて周知をしているところでございます。

○議長（長野 正明） 10番、森田議員。

○議員（10番 森田 勝典） どこでもそれは一般的な問題だと思いますけど、ある程度はやはり、これは犬の狂犬病注射と一緒に、きちっとやはり捕捉していただかんことには、払った者もおる、払わんでどンドン使ってる者じゃあ、ちょっと差が大きくなってくるんじゃないでしょうか。

○議長（長野 正明） 渡邊税務課長。

○税務課長（渡邊 康弘） 現在、税の申告等でも、実質の収支になっておりますので、減価償却等で購入された場合は上げていただくような形になっておりますので、把握等につきましては、漏れがないように注意をして、広報等しまして適正にしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（長野 正明） 10番、森田議員。

○議員（10番 森田 勝典） よろしく願いいたします。

○議長（長野 正明） ほかにございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） これで1日目の質疑を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。議場の時計で10時45分まで休憩といたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時45分

○議長（長野 正明） 休憩前に引き続き再開いたします。

日程第9. 議案第46号 大刀洗町男女共同参画推進条例の一部を改正条例の制定について

○議長（長野 正明） 日程第9、大刀洗町男女共同参画推進条例の一部を改正条例の制定についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良企画監。

[総務課企画監朗読]

議案第46号 大刀洗町男女共同参画推進条例の一部を改正条例の制定について

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。

○地域振興課長（平田 栄一） それでは、議案第46号大刀洗町男女共同参画推進条例の一部を改正条例の制定について、提案理由及び内容の説明をいたします。

提案理由は、先ほどの朗読のとおりでございます。

新旧対照表を用いて説明させていただきますので、2枚お開きください。

まず、第11条でございますけれども、引用する法律でございますけれども——の名称が変更されておりますので、先ほどありましたとおり、被害者の「保護」の後に「等」を加えるものでございます。

続きまして、第23条及び第42条に関しましては、本町の大刀洗町特別職で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例ということで、条例の名称に誤りがございましたので、それを改正するものでございます。その「の職員等」を削除するものでございます。

それと、42条のものでございますけれども、非常勤の「もの」、平仮名の部分を漢字の「者」に改めるものでございます。

続きまして、第43条でございますけれども、一昨年は企画財政課が所管しておりまして、昨年度が総務課、そして、今年度につきましては、地域振興課が所管するようになっております。そこで、機構改革等で行政組織の変更や業務の所管の変更等に伴いまして、その都度担当部署が変わりますと、その都度条例の改正が必要になってきますので、それを省くためにも、今回、「男女共同参画担当課」というふうに改めさせていただきたいと思っております。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（長野 正明） これから、質疑を行います。質疑ございませんか。8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 今説明がありましたように、男女共同参画推進の担当所管がもう随分変わっております。企画財政課であったり、総務課にいたり、今、地域振興課になっておりますように、非常にころころ変わっているんです。条例はこうなっていると思いますけど、できるだけ一定のところできちんとした推進がなされていくことを望みますが、いかがでしょうか。

○議長（長野 正明） 山本総務課長。

○総務課長（山本 浩） 花等議員の質問にお答えしますが、確かにおっしゃるとおり、企画課から総務課または地域振興課に変わっております、今後このようなことにならないように十分注意していきたいと思っておりますし、なかなか職員数も減ってきておまして、どの課が担当するというのは、なかなか難しうございますけれども、ある程度一定の課が担当課としてできることには対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（長野 正明） よろしいですか。ほかにございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） これで1日目の質疑を終わります。

日程第10. 議案第42号 土地の取得について

○議長（長野 正明） 日程第10、議案第42号土地の取得についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良企画監。

[総務課企画監朗読]

.....
議案第42号 土地の取得について
.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。重松課長。

○建設課長（重松 俊一） 建設課の重松でございます。よろしく申し上げます。

それでは、議案第42号土地の取得について御説明いたします。

議案第42号の議案書をごらんください。まず、場所につきましては、国道322号と県道鳥栖朝倉線が交差する鶴木交差点の北側の土地であります。

議案の裏面をごらんください。地図を記載しております。黒く塗っている部分が今回の取得予定地であります。内容につきましては、前回の議会で認定していただいた町道鴨屋敷線を整備し、県道と北側の町道を接続するための道路用地としての一部を取得するものであります。取得の方法としましては、地権者との土地売買契約により土地取得を行います。土地価格につきましては、平米当たり2万8,500円、これは、福岡県が昨年、不動産鑑定士によって土地評価を行った

資料がございましたので、この不動産鑑定士の価格を参考とさせていただいております。契約の相手方は、ここに記載しておりますように、上高橋の方でございます。経過としましては、9月5日に土地売買仮契約書を締結し、土地取得価格が700万円以上のために、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に該当するために、今回の議案として提出をさせていただいております。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。9番、平田一成議員。

○議員（9番 平田 一成） 今説明によると、不動産の評価額ということでございますが、今の現在の大刀洗町の不動産に対する評価額は、ここは幾らになっておりますか。

○議長（長野 正明） 重松建設課長。

○建設課長（重松 俊一） 平田議員の御質問にお答えします。まず、おっしゃった大刀洗町の資産評価額というのは、町は特に評価額は行っておりませんが、路線価という価格はございます。路線価で申し上げますと、明確な数字はあれですけども、約1万8,000円前後であったと思います。

以上です。

○議長（長野 正明） ほかにございませんか。5番、山田議員。

○議員（5番 山田 英敏） ちょっと私は勉強不足でちょっとお聞きしたいんですが、これは、3月議会で一応町道認定した土地だと思っておりますが、取得のやり方としてはこういうやり方、例えば、町道認定をして、買収をして、そして、その後これ322のバイパスとして使われると思っておりますが、こういう場合は、こういうやり方で一般的にはやるのが普通なんですか、それお尋ねしたいと思います。

○議長（長野 正明） 重松建設課長。

○建設課長（重松 俊一） それでは、山田議員の御質問にお答えします。

方法としてはいろいろあるかと思っておりますけども、スムーズな用地買収及び県の事業をスムーズに進めるためには、一つの方法としては先行取得という方法もあるかと思っております。今回は、一応今現在の時点としましては、町道の拡幅という事業のもとに用地買収を行っているということでございます。

○議長（長野 正明） 5番、山田議員。

○議員（5番 山田 英敏） これは町道認定してますから、町道だというのはわかるんですが、現実には全く町道としての道路の形態はないわけですね。そういう場合には、こういう形でやるのが普通なんですか。

○議長（長野 正明） 重松建設課長。

○建設課長（重松 俊一） 裏面の位置図をごらんいただきたいと思っております。黒く塗っている2筆

の土地がございまして、この2筆が取得予定地でございまして、その北側に田んぼがございまして、それをつなぐと、北側の町道とつながるとい形になります。今回のこの土地だけの取得につきましては、一応予算的な問題もありまして、この2筆を先行で買収するという形をとっているところであります。

以上です。

○議長（長野 正明） 5番、山田議員。

○議員（5番 山田 英敏） そうしますと、町道として買収して、またこれ県に売の場合は、この単価というのはどうなるのでしょうか。

○議長（長野 正明） 重松建設課長。

○建設課長（重松 俊一） もし県のほうが用地買収する場合には、県のほうとしては、町で決めている路線価というのがございませので、1回1回不動産鑑定士に依頼をしまして、その中で不動産鑑定士が鑑定した土地の評価額、それに基づいて買収するような形になっております。その評価額につきましては、毎年は行いませで、2年間は有効であるということがうたわれてますので、県としては、2年に一度、買収する予定地があれば、不動産鑑定士に依頼しまして、評価額を出してその金額で購入という形になっております。

以上です。

○議長（長野 正明） ほかにございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） これで1日目の質疑を終わります。

日程第11. 議案第43号 平成26年度大刀洗町一般会計補正予算（第2号）について

○議長（長野 正明） 日程第11、議案第43号平成26年度大刀洗町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良企画監。

[総務課企画監朗読]

.....
議案第43号 平成26年度大刀洗町一般会計補正予算（第2号）について
.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。山本総務課長。

○総務課長（山本 浩） 総務課の山本でございます。よろしくお願いたします。それでは、私のほうから議案第43号平成26年度大刀洗町一般会計補正予算（第2号）の提案理由、内容の説明をさせていただきます。

提案理由でございますけれども、先ほど朗読でもございましたように、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,402万8,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ56億6,541万6,000円とするものでございます。

それから、地方債の補正につきましては、第2条に記載しておりますとおり、地方債の追加、変更及び廃止は、「第2表の地方債補正」によるものでございます。

それでは、内容のほうの説明に入らせていただきたいと思います。

今回の主な補正でございますけれども、町長の挨拶にもございましたように、県知事及び県議会議員選挙費、それから、本部分団ポンプ車格納庫建設工事費、地域介護・福祉空間整備等施設整備補助事業、それから、財政調整基金他8基金、積立金などが主な内容となっております。

それでは、説明させていただきますので、歳出のほうは11ページからになっておりますので、こちらをお開きください。

各課ごとに款項目ごとに計上しております人件費、2節の給与、それから、3節の職員手当、4節の共済費及び19節の退職手当組合負担金については、4月の人事異動によるもの、それから、平成25年度人事評価制度の範囲によりまして積算した数値を上程いたしているところでございますので、説明については省略させていただきます。

それから、説明欄のほうの財源組み替えてあるものにつきましては、国庫支出金等の特定財源の増減による一般財源の組み替えで内容に変更ございませんので、これも省略させていただきます。

まず、初めに、11ページの2款2項1目の一般管理費でございます。補正額が240万7,000円でございます。内容といたしましては、1節の報酬でございますけれども、これにつきましては、住民協議会の委員を第4回開催から19名から46名に増員をいたしてございまして、報酬のほうは不足しますので、この不足する部分として10万4,000円を計上させていただいているところでございます。

それから、18節の備品購入費でございます。これについては、81万4,000円の減額ということでございまして、タブレット購入を当初は30台予定をしておりましたけれども、既に購入いたしておりました台数がありますので、その分13台ほど減額をいたしておりますのは、その部分が主なものです。

あとホワイトボードの購入といたしまして、会議に使えるホワイトボードが現在1台しかございませんので、あと2台追加をさせていただきたいというふうに考えております。

それから、次の12ページのほうをお願いいたします。2款1項の5目の財産管理費でございますけれども、補正額につきましては、2,004万6,000円でございます。これにつきましては、今現在、基金として32億円ほどありますけれども、この運用につきましては、

定期預金、それから、有価証券、主に国債で運用いたしておりますけども、このうちの国債で運用している10億円のうち7億円につきましては、短期運用から長期運用に切りかえたものでございまして、その売却益と配当利子です。その増額が約2,000万円ほど増加いたしますので、それぞれ各基金の残高に応じてそれぞれの基金に積み立てるものでございます。

なお、一番下のほうにありますふるさと応援基金につきましては、去る4月19日に開催しましたふるさと支援歌謡コンサートの出演料の全額を寄附いただきましたので、ふるさと応援基金として積み立てるものでございます。

次の8目の電算事務費でございます。補正額が98万1,000円でございます。これにつきましては、現在、社会保障・税番号導入、いわゆるマイナンバーというのが申請中でありまして、これに伴いまして、中間サーバーが全国で2カ所設置されることとなりますので、その負担金として計上いたしているところでございます。これについては、人口規模等により、一律国のほうから国庫補助として特定財源が入ってくるようになります。

それから、次の10目の自治振興費につきまして49万6,000円の追加でございます。8節の報償費につきまして21万5,000円ということで上げておりますけども、これにつきましては、講演料ということで、内容は、長崎在住の方のNPOの方の元気な野菜のつくり方、生ごみでおいしい野菜をつくるということで、一応講演2回と、それから、土づくりの指導を2回ということでお願いをいたしております。全住民を対象にいたしておりますので、ごみの減量化、もしくは食育等に期待ができるものと思って予算を計上させているところでございます。

続きまして、19目の定住促進事業でございます。補正額が63万7,000円でありまして、これにつきましては、内容は、公民連携アドバイザー委託契約となっておりますけれども、PFI事業で、地域の賃貸住宅の建設に利用したいということでございますので、全国PFI協会のほうと委託契約を結びたいというふうに考えております。

詳細につきましては、この後、午後からの全員協議会の中でまた説明をさせていただきたいというふうに考えております。

それから、14ページのほうをお願いしたいと思います。

14ページの2款4項3目の県知事及び県議会議員選挙費としまして、補正額は252万3,000円を追加をお願いしております。これは、来年の4月に実施されます県知事選挙等でありまして、一応予定では3月の26日に公示されまして、4月の12日が投票ということで予算を積算しているところでございます。職員手当、それから、期日前投票に伴う臨時職員の賃金、それと、費用弁償としまして、期日前投票の立会人、管理人の費用と、あと投票入場券の印刷から郵送代、それから、31カ所あります公営ポスター掲示設置の委託料として上程させていただいているところでございます。

次に、15ページをお願いしたいと思います。

15ページの2款5項6目の経済センサス基礎調査費で15万8,000円を補正額として計上いたしております。これにつきましては、額のほうが確定いたしましたのと、前ページのほうの商業統計調査費がこちらのほうにあわせて入りますので、その調整に伴いまして、今回補正させていただきます。1節から11節までを変更させていただいているところでございます。

続きまして、3款1項8目の介護保険推進費でございます。補正額は1,800万円でございます。内容でございますけど、これは11月に開所となります特別養護老人ホームの施設開設準備金としての補助金でございます。1床当たり45万円が来ますので、40床分でございます。全額国庫補助金となります。

次に、16ページのほうをお願いしたいと思います。

3款1項12目の国民健康保険費でございます。514万7,000円の補正額でございます。これは、先ほど申しました人件費が変わっておりますので、国保会計に繰り入れる人件費といたしまして、繰り出し金で計上いたしております。内容につきましては、国民健康保険特別会計の中でまた説明をさせていただきたいと思っております。

次が、14目の指定介護予防支援事業、地域包括支援センター事業費でございます。148万5,000円の追加でございます。これにつきましては、要支援1、2の方については、ケアプランを作成をいたしておりますけれども、4カ月分ほどちょっと費用のほうは不足しますので、追加として上げさせていただいております。

それから、次の15目の国民年金事務費について70万円の補正でございますけれども、これは、来年27年の10月から、新たに年金生活者支援の給付金を支給されるようになります。これに伴いまして、対象者の年金給付額であるとか、その他の所得等を把握する必要がございますので、国民年金システムの改修委託料を計上させていただいているところでございます。

次の18目の障害者福祉計画策定費でございます。補正額が45万9,000円でございます。これにつきましては、サービス量をはかるために、ニーズ調査をする必要がございますので、障害者、75歳以上の障害者約600名に対してこのニーズ調査を行いますので、それにかかわる郵便料と、あと成果物の印刷費、200部の印刷費、それから、作成計画の委員報酬ということで計上させていただいているところでございます。

次のページをお願いいたします。中ほどの4款2項2目の塵芥処理費でございます。補正額は32万1,000円で、これにつきましては、ことしの2月から住民協議会等を開催しております。この委員さんの中から提言という形で、資源ごみの不燃ビンにつきましては、なかなかいっぱいになるのが時間がかかるので、小さい袋を作成してもらえないかという提言が出ておりましたので、一応1万5,000枚作成するための費用として計上させていただいているところで

ございます。

それから、次の18ページの5款1項6目の農地・水保全管理支払交付金事業費でございます。補正額が525万3,000円でございます。これにつきましては、交付金の費目が、多目的機能交付金というふうに変更になりまして、それに伴いまして、一応単価のほうが約22%ほど引き上げられております。それと新たに菅野地区が対象区域に入りましたので、大刀洗町が負担するのが4分の1ほどになりますので、その4分の1の負担という形で上程させていただいているところでございます。

10目の水田農業担い手機器導入支払支援事業費でございます。補正額は63万2,000円でございます。一応個人の方1名と、組織から1名申請が上がっておりまして、個人の方がロータリー、組織が中古のローターという形で上がっておりますので、これにつきましては、県のほうが3分の1、町が6分の1を負担いたしますので、その合計額を計上させていただいているところでございます。

はぐっていただきまして、19ページのほうをお願いしたいと思います。18目の力強い水田農業確立事業費でございますけれども、補正額が102万5,000円でございます。これにつきましては、10ヘクタール以上の法人もしくは認定農家の方が対象となりまして、雇用拡大をされたところの雇入れ費で、人件費ですね。それから、社会保険料といえますか、そういったものが一応対象になります。県のほうが、2分の1の事業費を支出するということになりますので、一応3名の農家の方のほうに補助金として交付するものでございます。

次の19目の農地中間管理事業費でございます。補正額が125万9,000円でございます。これにつきましては、農地を貸したい人、あるいは農地を借りたいところのその取りまとめ役として、斡旋をするという形で一応臨時職員の人件費、それから、事務費等を計上させていただいているところでございます。

6款1項3目の筑後川フェスティバル事業費でございます。補正額が26万6,000円ということで、これは、今月の終わりの27、28に開催されますけれども、そのとき、記念植樹という形で、下高橋官衙遺跡のほうにソメイヨシノ等を11本ほど記念植樹いたしたいと考えておりますので、これにつきましては、公益法人の河川団体のほうから22万円ほどの補助金が出るようでございます。その財源を充てさせていただいております。

続いて、20ページでございます。7款3項2目の公共下水道費です。補正額が698万円でございます。内容等につきましては、28節の繰り出し金ということで、下水道会計の繰り出し金でございます。これは、高樋西部地区の4ヘクタール部分のところに下水道管を埋設いたしておりますけれども、当初上げていた金額よりも、下水道管の埋設が深くなりましたので、それに伴う追加分として上程させていただいております。

それから、一番下のほうの7款5項1目の住宅管理費、補正額が382万6,000円でございます。委託料としては、250万円を計上させていただいておりますけれども、これにつきましては、町営住宅長寿命化計画策定の業務委託料として計上させていただいておりますけれども、先ほどアドバイザー委託契約を結ぶということで、優良住宅の建設をするためには、国の補助が45%ほどつきますけれども、この国の補助をもらうためには、一応この計画を策定する必要がありますので、今回上程させていただいた次第でございます。

それから、23節の補償補填及び賠償金につきましては、現在、西大刀洗団地のほうに4戸、木造に住んでおられるところにつきましては、一応耐用年数が過ぎておりますので、耐用年数が過ぎたものについては、なかなか危険というか、早く安全のところへ引っ越していただきたいということで、一応移転補償費として4戸分を計上させていただいております。

次の21ページのほうをお願いいたします。こちらのほうに8款1項2目の非常備消防費として459万4,000円を補正額として上げさせていただいております。主なものといたしましては、本部分団の設置に伴います新たにポンプ自動車1台来ますので、その部分の任意保険、それから、自賠責保険、それと、先ほど申しましたポンプ格納庫の部分でございますけど、当初予算には詰め所の部分を設計費に入れておりませんでしたので、その増加分として451万2,000円を追加をお願いするものでございます。

それから、9款1項の2目事務費でございます。270万4,000円の追加でございます。18節のところの備品購入費で30万4,000円を計上させていただいております。子ども課のほうは3階のほうへ引っ越してきましたので、貴重な書類等をシュレッダーにかける部分ももともとはドリームセンターのほうの生涯学習課のほうを使っておりましたので、ありませんので、購入させてもらうために、備品購入として計上させていただいております。

それから、次のページの9款2項2目の大堰小学校費から5目の菊池小学校費、それから、次のページの9款3項2目の大刀洗中学校費につきましては、前年度の繰り越し、経費を節減された部分については、一応翌年度に改めて査定をして補正に組むということになっておりますので、これは、子ども課のほうで一応それぞれ精査をいたしまして、右側のほうへ上げているとおりの予算計上をさせていただいているところでございます。

それから、23ページの下の方です。9款5項1目の社会教育総務費でございます。38万円の追加でございます。1節の報酬のところでございます。33万円。これは、5月から障害者雇用という形で1名雇用しておりますので、その方に係るドリームホールの時間外といいますが、担当のほうで一応勉強していただいて、ドリームホールの操作を覚えてもらうという形で時間外を計上させていただいているところでございます。

歳出のほうは以上でございます。

それでは、歳入のほうに入らせていただきますので、歳入のほうにつきましては、7ページになります。7ページからお願いいたします。

こちらのほうにそれぞれ6款1項の1目で地方消費税交付金という形で上げております。1,000万円の追加でございます、これにつきましては、消費税が8%に引き上げられましたので、その引き上げられた部分が新たに2,500万円ほど交付されるということと、従来部分については1,500万円減額になりますので、合計で1,000万円上げさせていただいているところでございます。

次の8款1項1目の地方特例交付金につきましては、減収補填特例交付金の額の確定により、164万5,000円を追加で上げさせていただいております。

9款1項1目の地方交付税につきましては、先ほど町長のほうが挨拶いたしましたように、26年の交付税につきましては減額となっておりますので、その減額に見合う分の3,076万2,000円を減額させていただいているところでございます。

次の13款の国庫支出金から14款の2目の2項の県補助金につきましては、先ほどの事業に伴います国県の補助金として記載をさせていただいているところでございます。

それから、15款1項2目の利子及び配当金という形で、2,330万円ほど上程させていただいております。先ほど申しましたように、基金運用の切りかえた部分による増額等でございます。

それから、次のページの寄附金のところですが、16款1項一般寄附金については222万円を増額しております。これにつきましても、コンサートによる寄附金がふえたためによるものとして計上させていただいているところでございます。

それから、次の17款1項1目の基金繰入金については1,190万円の減額ということで、これにつきましては、公共施設基金それぞれの基金につきましては、起債を借りるのと、国庫補助金が新たにつきましたのを充当いたしましたので、減額させていただいているところでございます。

18款1項1目の繰越金につきましては、一般財源が不足しますので、繰越金から3,239万9,000円を充てさせていただいております。

あと雑入といたしまして168万2,000円でございます。これは、先ほど申しました河川美化・緑化助成金と、それから、介護保険予防サービスの計画費ということで、県広域連合から来るものと、下のほうにつきましては、県費のほうに入れさせていただきましたので、減額をさせていただいております。

調査費につきましては、一応こちらに上げておりますように、20款1項1目の臨時財政対策債のほうが確定いたしましたので1,253万1,000円の追加と消費税といたしましては、起

債として総額2,000万円借りることにしましたので、950万円を追加をさせていただいております。

地方債につきましては、別表2のほうがございます。こちらのほうごらんいただきたいと思っております。4ページのほうに、それぞれ追加、変更、廃止という形で上げさせておりました、緊急防災事業として、一応消防ポンプ自動車の格納庫については2,000万円をこちらで借りるようになっています。それから、臨時財政対策債についても、額が確定いたしましたので、2億4,053万1,000円ということにさせていただいております。それから、廃止ということで、一応消防ポンプ自動車については、防災基金整備事業で借りるようにはいたしましたけれども、交付税参入率が低いために、上のほうの、緊急防災・減災事業に切りかえたために廃止をしていくところでございます。

以上で説明のほうを終わらせていただきますので、御審議のほうよろしく願いいたします。

○議長（長野 正明） それでは、これから質疑を行います。質疑ございませんか。2番、黒木議員。

○議員（2番 黒木 徳勝） 説明がえらい早くてちょっと聞き取れなかったんですけども、15ページの介護保険推進費の1,800万、それにつきましては、場所は、本郷の足立製材所の跡のその養護老人ホームですか。何万の60床ですか。30万かな。そこについてちょっともうちょい聞き取れなかったのので、再度説明をお願いしたいと思います。

○議長（長野 正明） 山本総務課長。

○総務課長（山本 浩） 特別養護老人ホームでございまして、補助金の額が45万円の40床分、45万円掛ける40床分という形で1,800万円になるかと思っております。

以上でございます。

○議長（長野 正明） 2番、黒木議員。

○議員（2番 黒木 徳勝） 場所は。

○総務課長（山本 浩） 跡地でございます。

○議長（長野 正明） ほかにございませんか。11番、山内議員。

○議員（11番 山内 剛） 先ほどの件ですけど、これは、要するに、国からくるやつはトンネルみたいで、うちのほうに来たやつをこうするというわけでしょう。それが1点と。

次のページの16ページの、これは、3の1の18ですか。障害福祉計画策定費、これは、アンケートで、今住民にいらっしゃる方のお気持ちをずっと集計させてあると思うんですけど、これは、何名ぐらいを大体予定してあるのか。それと、年齢とかに何か関係があるのか、ちょっとそこら辺教えてください。

○議長（長野 正明） 川原健康福祉課長。

○健康福祉課長（川原 久明） 健康福祉課の川原でございます。山内議員の御質問にお答えいたします。

16ページのほうの障害者福祉計画の策定費の項目ですけれども、今年度、障害者福祉計画、それから、障害福祉計画、この2つを策定するように計画をしております。その2つといたしましては、障害者福祉計画というのは、3年ごとにつくっておりますサービス料等を盛り込んだ計画でございます。それから、障害福祉計画というのは、障害にかかわる総合的な計画ということで長期計画、10年等の長期計画になります。その2つの計画を今年度策定するようにしております。

アンケートの対象ですけれども、障害者の方に対する調査になります。全体で町内で約800名のほどの対象者がいらっしゃると思いますけれども、その中の75歳未満の方を対象としております。75歳については、以上については介護保険等のサービスになりますので、それ以下の、未満の方の数、大体500名程度の方にアンケート調査をするように予定をしております。

それから、補助金の15ページの施設開設準備経費というのは、これは10割補助ですので、先ほど言われましたように、補助が来た分をそのまま支出するという形の予算を計上させていただいております。

以上です。

○議長（長野 正明） ほかにございませんか。10番、森田議員。

○議員（10番 森田 勝典） 森田です。12ページの自治振興費の分でちょっとお尋ねしますが、地域おこし協力隊の免許証取得助成金ということがありますが、これは、最初からこういうのあったんですか。

○議長（長野 正明） 平田地域振興課長。

○地域振興課長（平田 栄一） お答えいたします。当初、2人地域おこし協力隊を採用する段階で、資格としまして、要普通免許という形でしておりましたけれども、審査の結果、今現在、女性の川崎のほうを採用するような形になりました。しかし、彼女が普通免許を持っていなかったためですけれども、英語等もしゃべれるということで、そういうことを優先いたしまして彼女を採用いたしました。その結果、彼女が免許を持っていない関係で、どうしても現在の活動関係を推進するためにもちょっと活動がなかなか進みませんので、彼女が免許を取得したいということで言うてきましたので、それに対しまして、助成を行うという形で今回予算計上した次第でございます。

以上です。

○議長（長野 正明） 10番、森田議員。

○議員（10番 森田 勝典） 基本的には自分の給料の中からこういうものは出すのが一般だろうと思うんです。じゃあ職員の方で免許持たないから、じゃあ職員にも助成いたしましょうというような格好でもよろしいんですか。

○議長（長野 正明） 平田地域振興課長。

○地域振興課長（平田 栄一） この件につきましては、特別交付税の算定の基礎通知になりますけれども、彼らが活動を行うための資格取得につきましても、その特別交付税の算定の基礎となっておりますので、それを含めまして、今回予算計上した次第でございます。

以上です。

○議長（長野 正明） 10番、森田議員。

○議員（10番 森田 勝典） その話につきましては後でよく聞きましょう。ひょこっとこれ出てきておりますから、ちょっとどうかなと思って。

○議長（長野 正明） 11番、山内議員。

○議員（11番 山内 剛） 20ページの7款6項の1目のこれちょっと先ほど私が漏れた款と思いますけど、西大刀洗の住宅団地転出依頼による移転補償費です。これは、何か具体的にどういうやつで、この132万6,000円というのは、細かく出ておるけど、積み上げできておるんでしょうけど、大体中身は、教えていただいて悪くないなら教えていただいてもらおうかと。

○議長（長野 正明） 重松建設課長。

○建設課長（重松 俊一） それでは、山内議員の御質問にお答えいたします。

まず、西大刀洗住宅団地の木造平屋で耐用年数過ぎている分が2棟4世帯ございます。移転補償金としまして、一応拠出明細がございまして、いろいろあるんですけども、2トン車1台、4トン車1台ということで、普通作業員から運賃、荷造り、材料、雑費等がございまして、この分が約2トン車で6万6,000と4トン車のほうで11万7,000円ほどでございます。それと、移設に当たりまして、電話移設費が1万円、アンテナ移設費が1万7,000、エアコン移設が2万7,300、あと平均労働賃金等ございまして、あと雑費としましては、移転に関する挨拶状とかその他もろもろございまして、1件当たりの移転費として32万4,000円を算出をしております。これの4世帯分ということで、この金額です。

それと、ちょっと多いのは、現地確認したところ、エアコンが通常1世帯に1台ですけども、1つの世帯がエアコンが2台ございましたので、プラス1台分のエアコンの移転費を追加したところで、この132万6,000円を計上させていただいておるところでございます。

以上です。

○議長（長野 正明） 8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 関連ですが、移転先はどこを想定なさってますでしょうか。

○議長（長野 正明） 重松建設課長。

○建設課長（重松 俊一） 花等議員の御質問にお答えいたします。たまたま山隈町営住宅の団地が3つ空いておりましたので、生活圏も西大刀洗と山隈ということで近いですし、実際の直線距離もそう離れておりませんので、山隈町営団地のほうに移転のほうをお願いをしているところがあります。

以上です。

○議長（長野 正明） もう一件は。重松建設課長。

○建設課長（重松 俊一） もう一件は、空いとけば、県営住宅の移転、もしくは入居者の方とちょっと相談したんですけども。もちろん来年の3月までには、老朽化して危険ですので立ち退きのほうをお願いしますということで御説明しておりまして、もう一人の方はまだ未定なんですけども、老人ホームなのか、県の菊池住宅団地なのか、はたまた実家のほうに帰られるのか、そこら辺はまだ決まっておりません。

以上です。

○議長（長野 正明） ほかにございませんか。3番、後藤議員。

○議員（3番 後藤 晴一） 19ページの筑後川フェスティバル事業費、これに補正予算で上がっておりますけれども、これの関連する事業でございますが、記念植樹ということで、先ほど説明の中で下高橋官衙遺跡ということをおっしゃられたと思いますけれども、記念植樹をするためには、官衙遺跡という国の遺跡の性格からしたら、なかなかものを植えたり整備をしたりすることは、国、県は非常に厳しいということをお聞きしておりましたけれども、そのあたりの国、県の対応といたしますか、それはちゃんととってあるんでしょうか。

○議長（長野 正明） 平田地域振興課長。

○地域振興課長（平田 栄一） この下高橋官衙遺跡に移植する分につきましては、文化財係とまず協議を進めてまず問題ないだろうという意見をいただきまして、その後、文化財のほうから県のほうに対して申請を行っているような次第でございます。

以上です。

○議長（長野 正明） 3番、後藤議員。

○議員（3番 後藤 晴一） そのあたりの、ごらんのとおり、下高橋官衙遺跡は、最近グラウンドゴルフとか何とか非常に盛んになってきておるわけでございますけど、前には、あすこの土地自体を掘ったり、ものを植えたりというのは非常に厳しいって私はお聞きしておりましたんで、目的によっては、国、県もこういうふうには樹木を植えたりすることも許可するのかなどか、その辺の感触はどうだったんでしょうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（長野 正明） 久次企画監。

○地域振興課企画監（久次 桂二） ただいまの御質問にお答えいたします。

実際に、国土交通省のほうからこういう事業があるから活用してということでお話いただきまして、その旨、文化財の係のほうと御相談をさせていただきました。いろいろ相談する前は厳しいというのをいろいろな方から聞いておりましたけれども、実際に文化財の担当の職員のほうといろいろお話をさせていただく中で、利用目的とか今後の公園の活用の促進、そういった点からそんなに厳しくない、ほぼ植樹については問題ないだろうというふうな感触をいただいております。

○議長（長野 正明） 3番、後藤議員。

○議員（3番 後藤 晴一） あすこせつかくああいう大きな広場というか遺跡がございまして、町民の、私思っておりますけれども、憩いの場的なものを今後施設を追加していったらどうかという思いを持っておりました。前にお聞きしたときは、遺跡はやっぱり土地を掘ったり、また、ものを植えたりするのは、これは、遺跡保存上から非常に問題があるというふうなことをお聞きしておりましたので、その目的とかそういうことで、国もそういう選択をして許可をしたりしなかったりということがあろうかと思っておりましたので、もう一度その辺を確認させていただきたいと思っております。

○議長（長野 正明） 倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） ただいまの後藤議員の質問にお答えしたいと思います。以前はおっしゃったように、1センチたりとも掘ってはならんみたいな話があったんですけども、文化庁のほうとしましても、遺跡をただ単に保存するだけでは今後展開が開けないということで、最近では遺跡をどう活用するかという方向に向いておまして、例えば、トイレをつくるのも、最初は全然問題とされなかったんですけども、一応私たちのお願いを聞いていただいて、ああいう公共施設をつくったと。それから、植林につきましても、植栽につきましても、ど真ん中に掘るといのはいかがなものかと思っておりますけれども、周辺部分に憩いの場としての植栽等については認めるという方向で活用をやってくれというふうに、むしろ積極的なそういう私たちは指示をいただいているところございまして、問題なかろうというふうに私たちも判断しております。

以上です。

○議長（長野 正明） 3番、後藤議員。

○議員（3番 後藤 晴一） わかりました。今後、官衙遺跡を有効に町の財産として、文化財として活用していくためには、ただいまお答えをいただいたようなこともやっぱり十分考えていかなければならない。国、県、そういうふうな考えがあれば、町としても、今後積極的にあそこをただ広っぱだけじゃなくて、活用の面からいろいろ施設の整備とか、大げさなことはできないと思っておりますけど、その辺も考えていっていただきたいと、そういうことで意見だけ述べさせていた

だきます。

○議長（長野 正明） ほかにございませんか。7番、安丸議員。

○議員（7番 安丸眞一郎） 7番、安丸です。21ページの8款1項2目非常備消防の関係です。

2点ありまして、まず1点は、消防団がかなり少なくなっている状況の中で、今回、協力事業所が出てきたということで、ここに上げられておりますけども、具体的にこれ枚数的には5ということで、事業所的に手を挙げられたのは5事業所ということで理解していいのか。もう一つは、差し支えなければ、事業所名を公表いただけるのかというのがまず1点です。もう一点が、関連で、ここに12節以降に計上されておりますけども、本部分団に消防庁より無償貸与されるポンプ車の関係です。これ今回ここに上げられているということは、具体的な貸与時期が明確になったから計上されているのかということ、2点についてお尋ねします。

○議長（長野 正明） 平田地域振興課長。

○地域振興課長（平田 栄一） 安丸議員の御質問にお答えいたします。

今回、まず、消防団の協力事業所表示証につきまして5枚予算計上しておりますけども、7月からこの事業を行うようにしております、現在、4事業所から手が挙がっております。名称につきましては、山隈にあるヒミコ建設さんの大刀洗支所ということと、安達組さん、それと、飯田建設さんの大刀洗店ですか、それと、もう一カ所ちょっと、済みません、忘れてしましまして、また後ほど御報告させていただきます。4事業所上がってきている状況でございまして、もう一点につきましては、国からの貸与されます消防車の納入時期でございますけども、先般、国のほうで入札が行われまして、業者のほうに既に決定しておりますけども、具体的に納入時期はまだ明確に決まっておきませんので、一つの事業所が全国で同じような規模の台数のものを数十台入札している関係で、早急に入るようなものではございませんので、一応予定として聞いている関係としましては、2月までには入るだろうということで伺っております。

以上でございます。

○議長（長野 正明） ほかにございませんか。6番、林議員。

○議員（6番 林 威範） 先ほど森田議員からありました運転免許証の件ですけれども、12ページの件です。せっかくiPadを頂きましたので検索しますと、「地域おこし協力隊 大刀洗町」で検索しますと、その募集要項の中に、普通免許を所持し、実際に運転ができる方というのが明確に載っております。英語ができるからということをおっしゃいましたし、交付税措置がされるからということをおっしゃいましたが、やっぱり一般的には個人で取るものだと思いますし、町の懐が痛まないからいいというふうなところは、ちょっと。交付税措置されるとはいえ税金ですので、そこについてはちょっと納得がいかないんですが、もう少し明確な何か理由を、もうちょっと、何か根拠が納得がいかないんですが、いかがでしょうか。

○議長（長野 正明） 平田地域振興課長。

○地域振興課長（平田 栄一） 確かに、特別交付税といいますけども、基本一般財源もつぎ足しますんで、税金で免許取得、一個人の免許取得という形になってくるのは御承知のとおりだと思っております。私たちも、無理と承知の上で理解しておりますけれども、彼女が定住を行うということ为先般から議会のほうにも報告しておりましたけども、定住に向けてのやはりどうしても必要な資格ということになるかと思っておりますので、今後また来年度以降も活動を行っていくためにはどうしても必要なものであるというふうに考えまして、今回予算計上させていただいた状況でございますので、回答についてはちょっと深みはないですけども、以上でございます。

○議長（長野 正明） 6番、林議員。

○議員（6番 林 威範） 納得はいかないですけど、それはいいとして、次の質問をさせてもらいます。予算の中に、講演会講師謝金というのが幾つか上がっています。12ページだったら、地域おこし協力隊事業の講師謝金、それと、大刀洗中学校費でも講師謝金というのが、講演会講師謝金というのが上がっています。いろんな講演会があつていろんなところを参加するんですが、何かいつも目的がはっきりしないところがありますので、講演会とか、その講師の具体的な目的、内容をそれぞれ教えていただいていいでしょうか。

○議長（長野 正明） 平田地域振興課長。

○地域振興課長（平田 栄一） では、まず、予算書12ページのほう、2款1項10目自治振興費の地域おこし協力隊の講師謝金20万円につきましては、26年度の下半期に行いますけれども、今行っておるアロットメント事業の今度は後期分という形で考えておる次第でございます。講師につきましては、NPO法人大地といのちの会の吉田俊道氏を講師としまして、全体で4回行うように考えている次第です。時間としましては2時間程度ということで、場所につきましては、町内の4つの校区センターを回っていくような形を考えております。対象につきましては、町内外の方たちを対象に行っていきますけれども、内容等につきましては、ごみ減量、生ごみを活用した元気な野菜をつくっていこうということを目的としまして、ごみの減量化並びに遊休農地を少しでも減らせるようにということと、それと、食育、保育園とか小学校の児童、子供さん及びその保護者を含めたところでの講演活動を行いましての食育の関係を含めていくということとし、庁舎内の関係する部署と連携いたしまして、この講演会を含めてこの事業を、地域おこし協力隊の活動をやっていくようにしておる次第でございます。

私のほうからは以上です。

○議長（長野 正明） 大浦子ども課長。

○子ども課長（大浦 克司） それでは、子ども課のほうから御説明させていただきます。

今、林議員から御質疑のありました23ページ、9、3、2目の大刀洗中学校費の中に8節報

償費がございまして、その上に講演会講師謝金ということで、12万計上させていただいております。

この内容につきましては、既に講師等は決まっておりますし、どういう方向で講演会をするかというのも既にもちろん決まっておるところでございます。

まず、大きなものいたしましたしましては、中学校の生徒等を対象にいたしました人権の研修会でございます。こちらのほうでは、お名前をいただいておりますのが、丘修三さんという方でございます。日本児童文学作家とかいうことでございます。こちら人権のために、恐らく東京のほうから来ていただく方で、交通費、そして、講演会費等を含んでおります。あとこの中には2つの講演を入れております。その一つが、生徒を対象にした性教育、これを行うということで計画をされているところでございます。

以上であります。

○議長（長野 正明） 6番、林議員。

○議員（6番 林 威範） 中学校費については生徒さん対象でということで内容はわかりました。

あと、済みません、もう一回、自治振興費のほうの講演費なんですけど、今、地域おこし協力隊の2人がそのアロットメントとかやっているのはときどき見かけるんですけども、何か非常にこじんまりされていて、町内の方というよりも、外の方を連れてきて大刀洗のよさを知ってもらっているというような感じが強いと感じています。校区センターを回って、遊休農地の解消だったり、食育ということであるならば、例えば、産業課で実際使われてない農地の活用だったりとか、食育だったら、学校の関係するPTAだったり、子供たちだったりというようなところの方たちと一緒にやらないと、何か講演をやっただけで、結局、町の人たちの地域おこしには実際つながらないような気がしているんですけど、そういうところはもうしっかり庁舎内での連携というか、思いは一致されているんでしょうか。

○議長（長野 正明） 平田地域振興課長。

○地域振興課長（平田 栄一） 林議員の御質問にお答えいたします。

今年度の上半期に行いましたアロットメントにつきましては、10組30名程度の参加があったということで、多くは町外からの参加者があったということで、アロットメントにつきましては、農業を通して町内外の方たちの交流を深めるということを目的としてやっていた次第でございますけども、下半期につきましては、そういう少数の人数ではだめだということで、当然、町外の方も参加していただくことは結構だと思いますけども、町内にもう少し視点を当ててということで、今回、保育園なり小学校等も含めまして、広く町民の方たちに周知をいたしまして、参加していただくような形の講演会並びに27年度以降の事業展開を進めていこうというふうに考

えている次第でございます。

以上です。

○議長（長野 正明） 6番、林議員。

○議員（6番 林 威範） わかりました。本当、講演会に参加していつも思うんですが、人が少なくて非常に残念だなと思うんです。やっぱり周知が少ないというか、せっかくいいお話を聞いてももったいないなところを多々感じますので、ぜひ全体でその地域おこしですので、どこの課も関係してくることだと思いますし、その自治振興係だけの問題ではないと思いますので、全体でたくさん人が集まってしっかりつながるように協力をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（長野 正明） 佐藤副町長。

○副町長（佐藤 嘉洋） この地域おこし協力隊の講師謝金、この件についてちょっと補足で答弁させていただきます。

そもそも先ほど課長のほうから、これはアロットメント後期分ですと。そして、その後追加でほかの食育や生ごみの活用等っていう資源循環のような話をされましたけれども、これは、この吉田さんというのは、学校や保育園で調理くずや食べ残しを使って、そして、生命力の強い野菜を子供たちと一緒につくって、そういった現場を使って食育を教えているとか、そういったアロットメントに当然限らずの話で、今回、こういった方を連れてくるというのは、政策、施策、事務事業という、行政としての順番がありますと、いわゆる食育であったり、有機野菜というところの事務事業の上の施策、施策の部分から地域おこし協力隊のほうから提案があったということですので、林議員おっしゃるとおり、当然、これは、町の関係部署が幅広くかかわって、それぞれのフィールドに落とし込めて、事務事業に落とし込むような形でのそれぐらいのスローガンを掲げた事業と思っておりますので、そして、仮にこの部分の予算が通らせていただいたとしても、今まだ実際に御質問にあった連携体制というのが、まだ道半ばでございますが、担当課長のほうには、この連携が必須だと、この連携が成り立たない中では、実際の執行は難しいというふうな、これは、もう条件を出しての話をさせていただいておりますので、あわせて補足で答弁させていただきます。

以上でございます。

○議長（長野 正明） 6番、林議員。

○議員（6番 林 威範） 済みません。ちょっとしつこいようですが、特別職にかわりまして多分、地域の方の目線というか、議員からの目線も大分変わっていると思うんです。役場でやっぱり見かけなくなった分、地域おこしに本気でやっていただいているということを証明できるい

いチャンスだと思しますので、ぜひ職員の皆様も、地域おこしのために一致団結していただければと思います。

以上です。終わります。

○議長（長野 正明） 8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 今議論されておりますが、その地域おこし協力隊の免許証取得です。私もとてもそぐわないと思います。彼女が頑張っているのは認めますし、もっと頑張してほしいとも思っております。そのためには車は必要でしょうが、やっぱりこれは個人ライセンスなので、個人で取るべきだと思います。もしお給料が少ないんだったらお給料を上げるとか、活動費をつけるとかというんだったら理解ができますけれども、免許証取得の補助をするというのは、どこに根拠があるのかなという気がいたします。それが1つです。

それから、先ほど議論されております講演会ですけれども、これもぜひ各校区の地域づくりと連携した事業にしてほしいと思います。

○議長（長野 正明） 答弁は。

○議員（8番 花等 順子） 免許取得については、その根拠となるものが何かあれば求めます。

○議長（長野 正明） 平田地域振興課長。

○地域振興課長（平田 栄一） 花等議員の御質問にお答えします。

根拠ということでございましたけども、うちのほうとしまして、総務省のほうから出ております地域おこし協力隊の活動費に対する交付税の措置ということでございまして、その中にあります定住促進に向けた活動に対する資格取得等につきましては認めるということになっておりましたので、それに基づきまして、今回補正予算という形に上げさせていただいておる次第でございますので、前回、先ほどの回答と変わらないものでございます。

それと、あと各課連携につきましては、あすの夕方ぐらい、16時ぐらいからですけども、関係する部署、産業課、健康福祉課、住民課の生活環境並びに子ども課の関係部署とうちのほうの自治振興係及び地域おこし協力隊のほうを含めまして、協力隊の本人から関係部署に対して、事業の概要説明並びにこういう部分で協力してもらいたい、横の連携をとりたいということの説明をするようにいたしている次第でございます。

以上です。

○議長（長野 正明） 佐藤副町長。

○副町長（佐藤 嘉洋） 今の答弁にまだちょっと補足させていただきます。

平田課長が言うとおりの、特別交付税の想定される経費として、定住に向けて必要となる研修、資格取得等に要する経費というものがございます。ただ、私も予算査定する上で、この免許証がこの資格取得に含まれるのかというのが、やはり、私も感覚としてちょっとすごく疑問に思いま

したので、県の所管課になります市町村支援課の担当、係長のほうに直接電話で私のほうから確認いたしました。

結論からいいますと、このようなものは認められると。もっと言うと、定住、仮に地域おこし協力隊、たしか全体の、期間が終わって定住される方というのは7割ぐらいだったでしょうか。仮に定住をしなかったとしても、その分の経費を後で返還を求めるようなことは総務省はしてないというふうな回答でした。それが、ちょっといいかどうかという議論はあるかと思いますが、私も多少の同じような疑問は抱く部分ではございましたので、そういったことは確認した上ではございますが、一応本人のほうに、要件ではございませんが、本来、あくまでこれは定住前提ということで、この支払いをみるということで、誓約書といいましょうか、要件ではございませんが、一応そういうことととるようなことをちょっとつけ加えているところでございます。

以上です。

○議長（長野 正明） 8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 免許証取得といいますと、職員でありますと、図書館の図書司書なんかは、町の公費を使って資格取得をなさってます。それは、その資格を持っている人がいないと運営ができないっていうものがあります。それから、公民館主事ですとか、そういうものもそういうたぐいになるだろうと思うんですけども、自動車免許というのは、限りなく個人のものでありますし、今、社会通念からすると、そこまでのものであるのかっていうのは非常に疑問に思うところです。

彼女には、ぜひ定住してほしいと思いますけれども、その定住の条件と、それが関連されるのかというのもいま一つ納得いかないところであります。

○議長（長野 正明） 佐藤副町長。

○副町長（佐藤 嘉洋） 誤解のないようにもう少しつけ加えますと、あくまでも我が町においての、その地域おこしの事業において必要ということで、この資格取得を認めるということで、定住を条件としているわけではございません。ただ、出すからにはやはりそこまで国のそういった要件ではございませんが、やはり、町としてやはりすべきではなかろうかということで、独自にさせてもらうということでございます。

以上でございます。

○議長（長野 正明） 8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 今、議員の中にも非常に疑問視している人も多いようですし、これが町民に説明できるかというところを考えますと、金額の多少じゃないと思いますけれども、一考する必要があるのかなと思うところであります。

○議長（長野 正明） 答弁が要りますか。どなたか答弁をされますか。（「いいです。考えてく

ださい」と呼ぶ者あり) いいですか。じゃあ答弁は必要ありません。

休憩時間になりましたけども、会議を進めます。

ほかにございませんか。8番、花等議員。

○議員(8番 花等 順子) 先ほどから出ております西大刀洗団地の移転、移設費用ですとか、町営住宅の長寿命化策定委託料とか、この関連の費用が組まれております。12ページにもアドバイザー委託料というのが42万7,000円組まれておまして、PFIの事業をやるというところでの予算計上がなされておりますけれども、どのぐらいの規模で考えてあるのか。少し構想がありましたら、きょうの午後、PFIについての話はあるということですが、その規模ですとかを御説明願えたらと思います。

○議長(長野 正明) 平田地域振興課長。

○地域振興課長(平田 栄一) 花等議員の御質問にお答えいたします。

まだ構想というレベルではないかもしれませんが、場所につきましては、先ほど予算に上がっておりました、建設課のほうに上がっておりました、西大刀洗の住宅団地の木造のもう危険住宅につきまして、それを撤去いたしまして、そのところに、鉄筋コンクリートの大体5階建て程度を考えておる次第でございます。戸数としましては、25戸前後という形を考えております。そのうち、一つにつきましては、コミュニティールーム的なものです。その住居者で自由に活用できるようなスペースを確保したいというふうに考えております。

それと、駐車場等につきましては、1世帯当たり2台ぐらいは必要ではなかろうかというふうに考えておまして、今現在、施設の東側半分ぐらいが、ほぼ今雑草が生えているような状況でございますので、そこあたりも整備いたしまして、駐車場関係を進めていくという考えにおります。事業費等につきましては、全然ちょっとまだどのぐらいの積算か、まだそういうレベルではございませんけども、多分4億、5億は最低はかかるかというふうに思っておりますし、周辺の駐車場関係、整備も含めると、もしかしたら7億程度になるのではなかろうかというふうに考えております。

ただし、この事業につきましては、45%につきましては、国庫補助を受けます。残りの55%につきましては、その建設する側の民間側の企業団というか、SPCと申しますけども、そういう連携した企業団のほうで銀行等から借用しまして、それにつきましては、町のほうが30年で割賦で払っていくような形で考えております。

こういう事業、PFIをすることによって、この事業につきまして、ゼロ計といいまして、町の一般財源のつぎ足しは原則ないという形で考えております。その財源につきましては、居住者の入居費で考えております。約90%の入居で積算しまして、30年間90%でいくと、理論上はゼロと、もしくは、もう黒字、試算でございますけど、約1,000万円程度の黒字になるん

ではなかろうかというふうな試算を行ってもらっているような次第でございます。

以上でございます。

○議長（長野 正明） ほかに。8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 17ページの間ぐらい、大刀洗葬祭場の管理費で、除草費用が10万円ほど組まれておりますけれども、除草に関しては、下高橋官衙遺跡も委託もありますが、職員もしておりますし、運動公園なんか職員が草をとっている状況の中で、これは、葬祭場の職員ができる仕事ではないのでしょうか。

○議長（長野 正明） 平田地域振興課長。

○地域振興課長（平田 栄一） 花等議員の御質問にお答えいたします。

指定管理していただいております株式会社たちあらいのほうにつきましては、建物のほうについての指定管理でございまして、その施設の南側の駐車場につきましては、今草が生えているような、もう一番葬祭場の南側に三角形というか、ちょっと不定形な形の用地がございます。そこが臨時の駐車場という形になっておりますけれども、そこにつきましては、町のほうが管理するようになっておりますので、その分についてちょっと予算計上ができておりませんでしたので、今回補正で計上させていただいている次第でございます。

以上です。

○議長（長野 正明） ほかに。

[なし]

○議長（長野 正明） これで1日目の質疑を終わります。

日程第12. 議案第45号 平成26年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
について

○議長（長野 正明） 日程第12、議案第45号平成26年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良企画監。

[総務課企画監朗読]

.....
議案第45号 成26年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。川原健康福祉課長。

○健康福祉課長（川原 久明） 失礼いたします。健康福祉課の川原でございます。私のほうから説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。

それでは、議案第45号平成26年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由及び内容について御説明申し上げます。

先ほど朗読がありましたように、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ523万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億1,326万4,000円とするものがございます。

今回の主な補正でございますが、国民健康保険事務に従事しております職員の異動に伴う人件費が主なものでございます。

それでは、内容の説明をさせていただきます。

歳出のほうから6ページをお開きいただきたいと思います。

6ページの歳出でございますが、1款1項1目一般管理費でございますが、異動に伴います人件費の変動ということで514万7,000円の増額となっております。なお、3節職員手当等の中の時間外勤務手当を93万増額しておりますが、これにつきましては、4月、7月の職員異動、また、7月の機構改革による事務引き継ぎ等による時間外が多くなっておるため増額をさせていただいておるところでございます。

7月より年金、児童扶養手当、特別児童扶養手当等の業務が健康福祉課のほうに変わっておりますので、増額をさせていただいておるところです。

それから、3款1項1目後期高齢者支援金及びその下の4款1項1目前期高齢者納付金でございますが、それぞれ金額の確定によりまして増額となっております。

次に、歳入でございます。5ページをごらんください。

5ページの歳入の9款1項1目一般会計繰入金におきまして514万7,000円を、先ほどの職員給与等の繰入金として増額計上をしております。また、10款1項1目の一般被保険者繰越金におきまして9万2,000円を増額しております。

以上で、簡単ですけれども説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） 1日目は、質疑なしと認めます。

日程第13. 議案第44号 平成26年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第1号） について

○議長（長野 正明） 日程第13、議案第44号平成26年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良企画監。

[総務課企画監朗読]

.....
議案第44号 平成26年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。重松建設課長。

○建設課長（重松 俊一） 建設課の重松と申します。それでは、議案第44号平成26年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、御説明いたします。

お手元の資料の4ページ、一番後ろをごらんください。歳出のほうを御説明いたします。

1款1項1目農業集落排水費の中の一般管理費において、23節償還金利子及び割引料23万円、これにつきましては、下水道使用料についての移動届けがなされないまま、使用料を口座引きしていたことが最近わかりましたので、過去5年間遡及して還付することになりました。この金額が23万円でございます。

次に、2款1項1目公共下水道費の一般管理費でございます。まず、13節委託料、マイナス563万8,000円、内容は、現在、下水道会計を行っておりますけれども、今後、国の方針としまして、複式簿記の公営企業会計に移行するための下水道の全ての資産調査を行う委託費として計上しておりましたけれども、総務課財政係のほうは役場庁舎内の資産を一括して調査をするために、今回この563万8,000円は削除をしております。

次、2目公共下水道整備費15節工事費、ここで1,000万円を追加をさせていただいております。これは、高樋西部で開発を行われております分で、4ヘクタールと8ヘクタールの開発が行われております。現在、4ヘクタールの分が工事が終わっております、下水道区域に入れて、今現在、下水管を埋設中であります。その工事の中で、当初、設計よりも工事の管が約1メートルほど深く設置しなければならない状況になりましたので、その工事費として約1,000万円の不足が判明しましたので、今回の9月補正のほうに計上させていただいております。

最後に3ページをごらんください。歳入の分でございます。

4款1項1目繰入金として、一般会計繰入金としまして、公共下水道分として469万7,000円、農業集落排水分として23万円の合計492万7,000円を一般会計より繰り入れをさせていただいているところであります。

以上で、説明を終わります。御審議よろしく願いいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 4ページの最初の還付金の件でございますが、今現在は、住民票を

動かした場合には、連動して下水道の料金もカットされるようになっていると思うんですが、これは多分その前の連動できてない時の分だろうと思うんですが、そこのところ確認いたします。

○議長（長野 正明） 重松建設課長。

○建設課長（重松 俊一） 御質問にお答えします。

まず、下水道の異動につきましては、もちろん住民票の異動があれば、自動的に下水道のほうに回ってきますので異動しておりますし、下水道としても、特別な取り組みをしております、三井水道企業団が上水道を使用しております。上水道の変更があれば、三井水道企業団からも上水道をとめたり、もしくは開始をしたりする情報もいただいております。そこで、漏れないように把握をしているところであります。

今回の分は、異動届けがなされずに、ある方、その家族のおばあちゃんの口座のほうからずっと毎月引かれてあった分が、その方が亡くなったことによって判明したために、今回、過去5年間にさかのぼって還付金が発生したということになっております。

ちなみに、この金額につきましては、その世帯は滞納がございましたので、全額がその滞納のほうに回されることになっております。

以上で終わります。

○議長（長野 正明） ほかにございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） これで、1日目の質疑を終わります。

日程第14. 認定第1号 平成25年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第15. 認定第2号 平成25年度大刀洗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第16. 認定第3号 平成25年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第17. 認定第4号 平成25年度大刀洗町大刀洗診療所特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第18. 認定第5号 平成25年度大刀洗町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第19. 認定第6号 平成25年度大刀洗町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（長野 正明） 日程第14、認定第1号平成25年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第19、認定第6号平成25年度大刀洗町下水道事業特別会計歳入歳出決

算の認定についてまで、以上6件については、関連がありますので、これを一括議題といたします。

各議案を一括して、順次提案理由及び内容の説明を求めます。山本総務課長。

○総務課長（山本 浩） それでは、認定第1号平成25年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、第6号平成25年度大刀洗町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでを、議案書の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

なお、内容につきましては、決算特別委員会が設置された後、特別委員会の中で御説明させていただきます。

認定第1号平成25年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により平成25年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成26年9月11日提出、大刀洗町長安丸国勝。

それでは、201ページのほうを開いていただきたいと思います。

こちらのほうに、一般会計の実質収支に関する調書が記載しておると思います。

まず、歳入の総額でございますけれども、64億4,275万6,067円、歳出総額が60億1,239万4,519円、歳入歳出差引額が4億3,036万1,548円となります。それから、翌年度へ繰り越すべき財源といたしまして、(2)の繰越明許費繰越額が5,713万2,000円となります。

したがって、3番の歳入歳出差引額から4番の翌年度へ繰り越すべき財源を差し引きますと実質収支額となりますので、これが3億7,322万9,548円となります。実質収支のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はゼロ円となります。

続きまして、認定第2号平成25年度大刀洗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により平成25年度大刀洗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成26年9月11日提出、大刀洗町長安丸国勝。

33ページのほうをお開きください。こちらのほうに、国民健康保険特別会計の実質収支に関する調書が記載してあるかと思えます。歳入総額でございますけれども、18億4,695万9,529円、歳出総額が17億2,605万1,714円、歳入差引額が1億2,090万7,815円です。それから、翌年度へ繰り越すべき財源はゼロ円でございますので、歳入歳出差引額が、実質収支は、同額の1億2,090万7,815円となります。6番目の実質収支のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はゼロ円でございます。

続きまして、認定3号でございます。平成25年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定による平成25年度大刀洗町後期

高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成26年9月11日提出、大刀洗町長安丸国勝。

今度は15ページのほうをお願いいたします。こちらのほうに、後期高齢者医療の実質収支に関する調書があるかと思えます。歳入総額でございますけれども、1億7,490万1,657円、歳出総額が1億7,024万2,267円です。歳入歳出差引額が465万9,390円となります。翌年度へ繰り越すべき財源はゼロ円でございますので、実質収支額は、同額の465万9,390円となります。実質収支のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はゼロ円でございます。

続いて、認定第4号でございます。平成25年度大刀洗町大刀洗診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により平成25年度大刀洗町大刀洗診療所特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成26年9月11日提出、大刀洗町長安丸国勝。

今度は11ページをお願いいたします。こちらのほうに、大刀洗診療所特別会計に関する実質収支に関する調書があるかと思えます。歳入総額でございますけれども、1,904万5,226円、歳出総額が670万195円、歳入歳出差引額は、1,234万5,031円となります。4番の翌年度へ繰り越すべき財源はゼロ円でございますので、5番の実質収支額についても同額の1,234万5,031円となります。実質収支のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はゼロ円でございます。

続いて、認定第5号でございます。平成25年度大刀洗町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により平成25年度大刀洗町土地取得特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成26年9月11日提出、大刀洗町長安丸国勝。

こちら11ページのほうをお願いいたします。土地取得特別会計の実質収支に関する調書でございます。歳入の総額でございますが、430万540円、歳出総額といたしまして10万6,207円、歳入歳出差引額が419万4,333円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はゼロ円でございますので、実質収支額も同額の419万4,333円となります。実質収支のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はゼロ円でございます。

最後になります。認定第6号でございます。平成25年度大刀洗町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により平成25年度大刀洗町下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成26年9月11日提出、大刀洗町長安丸国勝。

今度は19ページのほうをお願いしたいと思います。こちらのほうに、下水道事業に関する実

質収支の調書があるかと思えます。歳入総額でございますけれども、6億6,678万1,547円、歳出総額でございますけれども、6億6,338万1,547円、歳入歳出差引額が340万円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源は、(2)の繰越明許費繰越額が340万円でございます。実質収支額は、歳入総額から翌年度へ繰り越すべき財源を引きますとゼロ円となります。実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はゼロ円となります。

以上で、認定第1号から認定第6号までの説明を終わらせていただきます。

○議長(長野 正明) お諮りします。平成25年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定及び各特別会計決算の認定につきましては、全議員の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(長野 正明) 異議なしと認めます。したがって、全議員の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

なお、決算特別委員会は9月17日午前9時30分より協議会室で開催します。

○議長(長野 正明) 以上で、本日の議事は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。

散会 午後0時35分
